

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 3 | 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和8年2月27日

項目一覧

| |
|----------------------|
| 基本情報 |
| 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| リスク対策 |
| 開示請求、問合せ |
| 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| 事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
|-------|--|
| 事務の内容 | <p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づく、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付等に関する事務。</p> <ol style="list-style-type: none">資格(被保険者)情報の管理に関する事務<ol style="list-style-type: none">住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認、被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認住民記録業務への被保険者の国民健康保険資格情報の連携(住民基本台帳法第7条)資格確認書等の交付申請受理、確認及び交付福祉、保健事務への国民健康保険資格情報の連携被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会との連携保険料の賦課・徴収管理に関する事務<ol style="list-style-type: none">保険料の算定のための所得の把握 (個人住民税(所得情報)の把握(当該課税年度の1月1日に住所を有していた市区町村への所得情報確認(情報提供ネットワークシステムを通じた照会)))保険料の賦課保険料の徴収方法の検討、決定(特別徴収に係る調査等) 決定した特別徴収対象者の情報を市民税課(個人住民税特別徴収)への通知特別徴収の対象となる年金保険者情報の国民健康保険団体連合会への通知(介護部局を経由して通知する)保険料決定(更正)通知書等の通知保険料の減免、納付猶予等の申請受理及び判定 軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムから照会 ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日(旧被扶養者に関する減免) ・雇用保険の受給資格、受給種別(非自発的失業者に関する軽減)等給付管理に関する事務<ol style="list-style-type: none">各給付申請の受理、確認申請内容についての審査、各世帯の所得状況に応じた給付(支給)額、負担限度額の決定・通知・支給療養費支給実績の国民健康保険団体連合会への送付国民健康保険団体連合会からのレセプト情報の受領・過誤・不当の確認国民健康保険団体連合会で算定した高額療養費(仮)情報の受領、高額療養費申請動奨国民健康保険団体連合会からの医療費通知データの受領、被保険者への医療費通知の送付保険料の徴収に関する事務<ol style="list-style-type: none">保険料の賦課額に基づく収納事務保険料の口座振替手続保険料の還付又は充当事務納期限までに納付がない場合は、督促、催告事務納付証明書等の申請受付、発行事務通知した保険料について、普通徴収(口座振替含む)又は特別徴収の方法で徴収財務会計への調定情報の報告滞納処分(差押え)時効及び執行停止に起因する不納欠損処理その他<ol style="list-style-type: none">調整交付金資料、国民健康保険料に関する調査資料等の作成 |

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。

1 オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)

(1) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。

(2) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

| | |
|-------------|--|
| | <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>1 オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)</p> <p>(1) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>(2) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> |
| <p>対象人数</p> | <p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| システムの名称 | 国民健康保険システム |
|---------|--|
| | <p>[資格管理]</p> <p>1 資格異動管理機能 (1)住民の異動届出等により国民健康保険の資格異動及び資格に関する登録(資格の取得・喪失、世帯変更、世帯主変更、退職該当・非該当、修学中の学生の特例の該当・非該当、住所地特例の該当・非該当等)を行う。</p> <p>2 前期高齢者管理機能 (1)前期高齢者(70歳以上、74歳以下)の情報の管理を行う。</p> <p>3 証等の発行・回収機能 (1)次の証等について、即時に個別又は一括で発行又は回収を行う。 資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証</p> <p>4 滞納者対策機能 (1)保険料納付状況により、特別療養費の支給対象に切替するため、滞納対策の必要有無について管理を行う。 (2)資格確認書更新時に資格確認書の一括作成用データを作成しない国民健康保険加入世帯の管理を行う。</p> <p>5 特定同一世帯所属者管理機能 (1)後期高齢者医療制度加入により資格喪失した被保険者の管理を行い、転出時に特定同一世帯所属者連絡票の発行を行う。</p> <p>6 旧被扶養者管理機能 (1)旧被扶養者の管理を行い、転出時に旧被扶養者異動連絡票の発行を行う。</p> <p>7 非自発的失業者管理機能 (1)非自発的失業者の管理を行う。</p> <p>8 国民健康保険団体連合会への報告データ作成機能 (1)被保険者情報等を報告するファイルの作成を行う。</p> <p>[賦課管理]</p> <p>1 所得資産管理機能 (1)個人住民税業務から提供を受けた所得情報及び他市町村からの所得照会文書や簡易申告書からの所得情報を、国民健康保険における所得情報として管理を行う。</p> <p>2 当初賦課計算機能 (1)4月1日時点仮算定処理及び住民税額確定後に行う本算定処理にて、当該年度の国民健康保険料の賦課計算を行う。</p> <p>3 賦課更正機能 (1)資格異動、所得異動に伴い、当該年度の賦課の更正を行う。</p> <p>4 減免管理機能 (1)減免申請(所得激変(貧困)、災害等)による国民健康保険料の免除、減額の管理を行う。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>システムの機能</p> | <p>5 納入通知書(再)発行 (1)暫定通知書、納入通知書、変更通知書の発行を行う。</p> <p>6 特別徴収の決定機能 (1)65歳以上の納付義務者に対して年金天引き(特別徴収)の対象者の決定を行う。 (2)年金保険者へ送付する特別徴収各種データの作成及び特別徴収依頼・中止依頼情報の管理を行う。 (3)特別徴収実績情報を管理し、収納消込情報の収納システムへの連携を行う。</p> <p>7 保険料の試算機能 (1)国民健康保険に加入した場合等の保険料の試算を行う。</p> <p>8 保険料率設定機能 (1)年度毎にシミュレーション用及び賦課用の保険料率情報の設定を行う。 (2)保険料率決定のシミュレーションを行う。</p> <p>[給付管理] 公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。</p> <p>1 レセプト情報等の取込み、審査機能 (1)国民健康保険団体連合会から送付されてくるレセプト情報を取り込み、レセプト情報と資格情報を突合せ、過誤・再審査チェックを行う。 (2)診療機関の誤りではなく住民の意図的な被保険者証の誤使用の場合は、不当利得へ情報の引継ぎを行う。</p> <p>2 高額療養費管理機能 (1)国民健康保険団体連合会から受領した高額療養費情報の取込みを行う。または、国民健康保険団体連合会に委託しない場合、レセプト情報や療養費情報を元に高額療養費情報の計算を行う。 (2)計算した高額療養費情報を元に、該当被保険者への申請勧奨通知の発行、高額療養費支給決定、支給決定通知の発付・払込みを行う。</p> <p>3 療養費管理機能 (1)療養費支給申請又は柔道整復施術療養費支給申請により療養費支給決定を行う。</p> <p>4 高額医療介護合算療養費管理機能 (1)国民健康保険団体連合会から受領した仮算定用介護分自己負担額情報を取り込むとともに、システム内の自己負担額情報からの仮算定を行い、仮算定結果から、該当被保険者に申請勧奨通知の発行を行う。 (2)国民健康保険団体連合会より受領した介護分自己負担額情報の取込みを行う。 (3)高額医療介護合算療養費支給申請により、高額医療介護合算療養費支給決定を行い、住民向けの支給決定通知の発付・払込みと保険者向け支給額計算結果連絡票の発付を行う。</p> <p>5 出産育児一時金・葬祭費管理機能 (1)出産育児一時金、葬祭費支給申請により、支給決定を行う。</p> <p>6 不当利得管理機能 (1)レセプト審査処理において、不当利得と判定された場合、医療費保険者負担金額の返還請求等の管理を行う。</p> <p>[その他] 1 報告資料等の作成機能 (1)調整交付金資料、国民健康保険税の調べ等各種報告資料の作成を行う。</p> |
| <p>他のシステムとの接続</p> | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (収納管理システム、滞納整理システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、児童福祉システム、障害者福祉システム)</p> |

| システム2～5 | | | | | | | |
|----------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|-------------|------------|
| システム2 | | | | | | | |
| システムの名称 | 収納管理システム | | | | | | |
| システムの機能 | <p>1 賦課情報取込 (1) 賦課情報登録機能 ・国民健康保険業務から、賦課情報を受け取り、収納情報に登録を行う。 ・更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。</p> <p>2 収納 (1) 消込機能 ・納付義務者又は各機関から納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 (2) 還付、充当機能 ・還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を通知する。 ・充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報の更新を行う。 公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムにより照会。</p> <p>3 督促、催告機能 (1) 納期限を過ぎても納付が行われていない納付者を抽出し、督促状の出力を行う。 (2) 督促を実施しても納付が行われない納付者を抽出し、段階的に催告書の出力を行う。</p> <p>4 口座振替管理機能 (1) 納税者から口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法の登録、変更及び取消を行う。</p> <p>5 滞納繰越 (1) 滞納繰越機能 ・前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。</p> <p>6 発行 (1) 証明書発行機能 ・納付証明書等の作成及び交付を行う。 (2) 納付書再発行機能 ・納付書の再発行を行う。</p> <p>7 照会 (1) 収納情報照会機能 ・該当の者に対する、賦課・収納情報の照会を行う。</p> <p>8 会計資料作成 (1) 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料の作成を行う。</p> <p>個人番号：対象者を正確に特定するために保有（参照）する。 その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号（以下、「宛名番号」という。）を保有する。 4情報：対象者を正確に特定し、資格確認書の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報：世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報：高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報：加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報：資格事務を的確に行うために保有する。</p> | | | | | | |
| 他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> </table> <p>国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納整理システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、生活保護システム等</p> | [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | [] 宛名システム等 | [] 税務システム |
| [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | | | | | | |
| [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | | | | | | |
| [] 宛名システム等 | [] 税務システム | | | | | | |

[] その他 (アム、児童福祉システム、児童手当システム、生活保護システム、子ども・子育て支援システム、乳幼児医療助成システム、高齢者福祉システム、学齢簿・就学援助システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ)

| システム3 | |
|------------|--|
| システムの名称 | 滞納整理システム |
| システムの機能 | <p>1 滞納者登録機能 (1) 滞納情報を取り込み、調定額(課税額)、収納額、未納額、延滞金額及び滞納額により滞納者の管理を行う。</p> <p>2 催告機能 (1) 督促を促しても納付しない納税者に対して、催告書の出力を行う。</p> <p>3 交渉経過等管理機能 (1) 滞納者への催告書等(処分帳票含む。) 発送履歴の管理を行う。 (2) 納付者等との交渉経過の管理を行う。 (3) 滞納者の滞納に対する、納付誓約及び分納誓約に伴う帳票を処理し、管理を行う。 (4) 延滞金免除の申請を受け付け、審査結果の登録を行う。</p> <p>4 処分機能 (1) 財産調査 ・ 滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報の登録を行う。 (2) 滞納処分 ・ 財産が確認された滞納者に対し、差押を実施し、処分関連帳票の出力を行う。 ・ 本人及び第三債務者に対する、通知の出力を行う。 (3) 交付要求 ・ 裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。 ・ 交付要求に伴い、関連帳票の出力を行う。 (4) 換価事務 ・ 差押に伴う換価事務(取立て、配当及び充当)を行う。 ・ 換価事務に伴い、本人に対する帳票の出力を行う。 ・ 公売実施に伴う事務を行う。 ・ 公売実施に伴い、関連帳票の出力を行う。 (5) 執行停止 ・ 所在不明、財産なし、資力なし等の徴収不能者に対して、滞納処分の執行を停止し、執行停止情報の登録を行う。</p> <p>5 納付書再発行機能 (1) 納付書の再発行を行う。</p> <p>6 決算 (1) 時効及び執行停止に起因する不納欠損処理を行う。</p> <p>7 照会 (1) 納付義務者の死亡等に伴う戸籍及び住民票調査等を行う。</p> <p>8 統計資料作成 (1) 滞納者情報を集計し、必要なデータ抽出を行う。</p> |
| 他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (収納管理システム、国民健康保険システム) |

| システム4 | |
|------------|---|
| システムの名称 | 宛名管理システム |
| システムの機能 | <p>1 氏名・住所管理機能 (1)国民健康保険関係事務で必要となる氏名、住所等の住民情報を管理する。</p> <p>2 名寄せ機能 (1)識別番号(宛名番号)が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。</p> <p>3 送付先管理機能 (1)住所地以外の送付先がある場合は、業務ごとに送付先を管理登録する。</p> <p>4 口座振替管理機能 (1)加入者から口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法の登録、変更及び取消を行う。</p> |
| 他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納整理システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、児童手当システム、生活保護システム、子ども子育て支援システム、乳幼児医療助成システム、高齢者福祉システム、学齢簿・就学援助システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ)</p> |

| システム5 | |
|------------|--|
| システムの名称 | 中間サーバー |
| システムの機能 | <p>情報提供ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供の際には個人番号を利用せず符号を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 (1)情報照会及び情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有機関内で固有の宛名番号に紐付けて、その情報を保管・管理するための機能。</p> <p>2 情報照会・情報提供機能 (1)情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を行う。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を受け、当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>3 情報提供等記録管理機能 (1)特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。</p> <p>4 副本管理機能 (1)情報提供データベース(副本)の更新及び管理を行う。</p> <p>5 職員認証・権限管理機能 (1)中間サーバーを利用する職員の認証情報及び権限情報の登録、更新及び削除を行う。</p> <p>6 セキュリティ管理機能 (1)暗号化・復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。</p> <p>7 システム管理機能 (1)事業統計情報の集計及び集計結果ファイルの出力を行う。 (2)稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。</p> |
| 他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (中間サーバコネクタ)</p> |
| システム6～10 | |

| システム6 | |
|------------|--|
| システムの名称 | 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) |
| システムの機能 | <p>1 宛名番号付番機能 (1)各個別システムで使用している宛名番号を統一的に管理するために、団体内で一意に個人を特定するための宛名番号(統合宛名番号)の付番を行う。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 (1)中間サーバーコネクタにおいて宛名情報を統合宛名番号又は個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 (1)中間サーバーと連携を行うため、中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号(統合宛名番号)で、紐付けを行う。</p> <p>4 既存システム連携機能 (1)各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p> |
| 他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、児童手当システム、生活保護システム、子ども子育て支援システム、乳幼児医療助成システム、高齢者福祉システム、学齢簿・就学援助システム、中間サーバー)</p> |

| システム7 | |
|------------|--|
| システムの名称 | <p>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム()」という。)()「国保総合(国保集約)システム」は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> |
| システムの機能 | <p>1 資格継続業務(詳細は別添3を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能()を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。</p> <p>2 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添3を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3 オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添3を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>()ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> |
| 他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p> |

システム11～15

システム16～20

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|--|
| (1) 被保険者台帳情報ファイル (2) 賦課情報ファイル (3) 給付情報ファイル (4) 収納情報ファイル (5) 滞納整理ファイル (6) 宛名管理ファイル 【特定個人情報ファイルを取扱う理由】 1 事務実施上の必要性 (1) オンライン資格確認業務 オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 2 実現が期待されるメリット (1) オンライン資格確認業務 オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。 | |
| 4. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表の44の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表主務省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 3 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号。以下「国保法」という。)第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託)第1項及び第2項 < オンライン資格確認業務 > ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| 実施の有無 | [実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| 法令上の根拠 | 情報提供の根拠 (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条) ・項番2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2 情報照会の根拠 (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条) 項番69、70、71 オンライン資格確認業務の根拠 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項及び第2項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| 部署 | 市民福祉部国保年金課 |
| 所属長の役職名 | 国保年金課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |

特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|------------------|--|
| (1) 被保険者台帳情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ファイルの種類 | [システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 | 当市の国民健康保険の被保険者及び世帯主(資格喪失者を含む) |
| その必要性 | 国民健康保険法第5条及び第6条に基づき、被保険者及び世帯主(資格喪失者を含む)の情報を適正に管理し、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。 |
| 記録される項目 | [50項目以上100項目未満] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () |
| | その妥当性 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| 保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| 事務担当部署 | 国保年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|--|
| 入手元 | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (神奈川県国民健康保険団体連合会) | |
| 入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| 使用目的 | 国民健康保険関係事務を効率的に行うための被保険者情報を管理するため。 | |
| 使用の主体 | 使用部署 | 国保年金課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・住所情報等から国民健康保険の資格の取得及び喪失情報の管理を行う。 ・退職者医療制度への該当・非該当情報の管理を行う。 ・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始・終了情報の管理を行う。 ・有資格者に対し、保険証、高齢受給者証等の交付を行う。 ・国保連合会と被保険者異動情報を連携し、資格継続業務を日次で行う。 <p>【入手の時期・頻度】</p> <p>1 国保連合会からの入手 当市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。</p> <p>(1)資格継続業務 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等) :国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</p> <p>(2)高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) :転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p> <p>【入手に係る妥当性】</p> <p>1 国保連合会からの入手 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>(1)入手の時期・頻度の妥当性</p> <p>ア 資格継続業務 被保険者情報:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</p> <p>イ 高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報:高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>(2)入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p> | |



| | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| | 情報の突合 | 個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。 |
| 使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件 | |
| 委託事項1 | 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付、資格確認書等の引渡し及び電話対応業務 | |
| 委託内容 | 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付、資格確認書等の引渡し及び電話対応業務 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 株式会社ボックスグループ | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | |
| | 再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 国民健康保険システムの運用保守委託 | |
| 委託内容 | 国民健康保険システムの運用保守委託 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 日本電気株式会社 | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。 |
| | 再委託事項 | 国民健康保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。 |

| | | |
|--------------|----------|---|
| 委託事項3 | | 資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 |
| 委託内容 | | <p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する。)</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p> <p>【取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲】 特定個人情報ファイルの全体 1 対象となる本人の範囲 (1)被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 (2)擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) (3)過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 2 その妥当性 (1)被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 (2)医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 (3)療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 (4)「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 (5)個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> |
| 委託先における取扱者数 | | <p><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> |
| 委託先名 | | <p>神奈川県国民健康保険団体連合会</p> <p>【委託先名の確認方法】 委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。</p> |
| 再委託 | 再委託の有無 | <p>[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</p> |
| | 再委託の許諾方法 | <p>再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。</p> |
| | 再委託事項 | <p>資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。</p> |
| 委託事項4 | | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 |

| | | |
|-------------|----------|---|
| 委託先名 | | 神奈川県国民健康保険団体連合会 [委託先名の確認方法] 委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。 |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | <p>委託先の神奈川県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
| | 再委託事項 | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む) |
| 委託事項5 | | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 |
| 委託内容 | | <p>オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。</p> <p>[取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲] 特定個人情報ファイルの全体 1 対象となる本人の範囲 (1)被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 (2)擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) (3)過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう その妥当性 (1)市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 (2)オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。</p> |
| 委託先における取扱者数 | | [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 委託先名 | | 支払基金 [委託先名の確認方法] 委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。 |

| | | |
|--|----------|--|
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | <p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
| | 再委託事項 | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務 |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項6 | | |
| 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務 | | |
| 委託内容 | | |
| 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等) | | |
| 委託先における取扱者数 | | |
| [10人以上50人未満] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | | |
| 委託先名 | | |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国保連合会は、国保中央会に再委託する) | | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | <p>委託先の神奈川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
| | | |

再委託事項

国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

委託事項11 ~ 15

委託事項16 ~ 20

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている (22) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 提供先については、(別紙2)情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧を参照 |
| 法令上の根拠 | (別紙2)情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載 |
| 提供先における用途 | (別紙2)情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載 |
| 提供する情報 | 国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当市の国民健康保険の被保険者及び世帯主(資格喪失者を含む) |
| 提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | 情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | |
| 法令上の根拠 | |
| 移転先における用途 | |
| 移転する情報 | |
| 移転する情報の対象となる本人の数 | [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

<厚木市における措置>

- ・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。
- ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。

- ・日本国内でデータを保管している。

特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

- ・日本国内のデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

被保険者台帳情報ファイル 個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

世帯情報

国保番号、国保世帯番号、国保主宛名番号、国保主個人番号()

個人情報

宛名番号、個人番号()、
資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日、
資格取得届出日、資格喪失届出日、適用開始届出日、適用終了届出日、資格取得事由、資格喪失事由、被保険者ID、
加入前保険者番号、加入前記号、加入前番号、加入前離脱日、
加入先保険者番号、加入先記号、加入先番号、加入先加入日、
学遠区分、学遠該当日、学遠非該当日、
入所区分、施設名称、入所日、退所日、
非自発的失業者対象者区分、非自発的失業者該当日、非自発的失業者非該当日、
旧国保国保番号、旧国保国保主宛名番号、旧国保国保主個人番号()、
旧国保後期高齢該当日、旧国保該当異動日、旧国保非該当異動日、
旧被扶養者区分、旧被扶養者該当日、旧被扶養者非該当日、
保険証区分、保険証氏名、保険証住所、保険証生年月日、
高齢受給者証負担割合、減額認定証適用区分、特定疾病受療証疾病名

「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務に係る情報

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

リスク対策 (7. を除く)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1) 被保険者台帳情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>< 国保連合会以外からの入手 > 届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報の入手防止に努めている。</p> <p>処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p>[対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容] < 国保連合会からの入手 > 1 国保総合PCにおける措置 (1) 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、配信されるデータは国保連合会において、関連性及び整合性のチェック(1)が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報を入手することはない。 (2) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>[必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容] < 国保連合会からの入手 > 1 国保総合PCにおける措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないこと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p style="text-align: center;">[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づく届出があった場合に行っている。 ・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p>[不適切な方法で入手が行われるリスク] < 国保連合会からの入手 > 1 国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないこと、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> <p>[入手した特定個人情報が不正確であるリスク] < 国保連合会からの入手 > 1 入手の際の本人確認の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 さらに、国保連合会においても当市の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 (2) 市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p> <p>2 個人番号の真正性確認の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p> <p>3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。 国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 (2) 市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p> <p>[入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク] < 国保連合会からの入手 > 1 リスクに対する措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に錠錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。</p> | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><国民健康保険システム(宛名管理機能)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能()は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ()ここでいうGUIによるデータ抽出とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策を実施している。 システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。 国保連合会は情報システム管理者(市町村)に対し管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市町村)は管理者権限IDを用いて事務取扱担当者に対してIDを発行する。失効(変更)についても同様に情報システム管理者(市町村)にて管理する。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報の使用の記録】

< 国保総合PCにおける措置 >

- ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。
- ・情報システム管理者(市町村)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
- ・当該記録については、一定期間保存することとしている。

【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】

< 国保総合PCにおける措置 >

- 1 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。
- 2 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。
* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
- 3 国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
 - (1) 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。
 - (2) 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
 - (3) 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
 - (4) 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
 - (5) 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないかを監査する。

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|---|---|
| リスク：委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定をしている。 ・目的外利用・第三者への提供・閲覧・複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |

<窓口業務委託事業者における措置>

- ・窓口業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかけている。

【情報保護管理体制の確認】

- ・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。
 - ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)
 - ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)
 - ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)
- ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること
- ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】 制限している

1 具体的な制限方法

<市区町村保険者事務共同処理業務>

- ・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。
- ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。
- ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。

<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>

- ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
- ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。

アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。

- ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時の措置>

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。

【特定個人情報ファイルの取扱い記録】 記録を残している

<市区町村保険者事務共同処理業務>

1 具体的な方法

- ・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。
- ・情報システム管理者(国保連合会)は、定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
- ・当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。

- ・記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従って、一定期間保存する。

<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>

- ・操作ログを中間サーバーで記録している。
- ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。
- ・国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時の措置
 - ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
 - ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。

- ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。

- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監視することを委託先に遵守させることとしている。

【特定個人情報の提供ルール】 定めている

1 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

<市区町村保険者事務共同処理業務>

- ・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複製、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。
- ・さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務
 - ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。
 - ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監査する。

2 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

<市区町村保険者事務共同処理業務>

- ・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けるとしている。
- ・当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。
- ・記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従い、一定期間保存する。
- ・特定個人情報の貸与に関しては、外部提供する場合に必要な応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。
- ・さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務
 - ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。
 - ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監査する。

【特定個人情報の消去ルール】 定めている

1 ルールの内容及びルール遵守の確認方法

- ・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。
- ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。

<クラウド移行作業時の措置>

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

【委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】 定めている

1 規定の内容

- ・秘密保持義務
- ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
- ・特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化
- ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
- ・従業員に対する監督・教育
- ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

[再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保]

1 具体的な方法

- 再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。
 - 秘密保持義務
 - 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - 特定個人情報の目的外利用の禁止
 - 漏えい事象が発生した場合の再委託先の責任の明確化
 - 再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
 - 従業者に対する監督・教育
 - 契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
- 再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
 - 従業者に対する監督・教育
 - 契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
- 再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
 - 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
 - ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
 - セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
 - 日本国内でのデータ保管を条件としていること
 - 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
 - クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。
- 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。
 - 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別符号取得等業務>
 - 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
 - ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
 - セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
 - 日本国内でのデータ保管を条件としていること
 - 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本 方針」等による各種条件を満たしていること。
 - 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。
- 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>
 - データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業時には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。
 - 移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
- 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
- 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。
- 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
- 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

[特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置]

- 国保連合会における措置>
 - 国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
 - 国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 - 国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 - 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
 - 国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
 - 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
 - 国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
 - 特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者(国保連合会)の承認を得る。
 - 許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて、使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
 - 電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わるまで、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
- <取りまとめ機関における措置>
- 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供業務」のうち「機関別符号取得業務」、
 - 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

| 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない | |
|---|---|
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|--|---|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|--|
| リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| 事故発生時手順の策定・周知 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | - | |
| 再発防止策の内容 | - | |
| その他の措置の内容 | <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> 国保総合PCにおける措置 市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したのもののみを使用可能とする。 国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p><ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版)、(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 日本国内でデータを保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、 | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p><厚木市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 <p>【特定個人情報古い情報のまま保管されるリスク】</p> <p><厚木市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 | | |

< 国保総合(国保集約)システムの保管・消去 >

1 国保総合PCにおける措置

登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】

< 国保総合(国保情報)システムの保管・消去 >

1 国保総合PCにおける措置

登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。

【特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】

< 取りまとめ機関における措置 >

支払基金が「医療保険者等向け中間サーバーにおける資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

< ガバメントクラウドにおける措置 >

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

| | | | |
|--|--|--|----------|
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| 具体的な方法 | <p><厚木市における教育・啓発> ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合研修 ・教育対象: 職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね1年ごと ・教育方法: 未定 ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> | | |
| 10. その他のリスク対策 | | | |
| <p>【監査】 <国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p> <p>【その他のリスク対策】 <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> | | | |

特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| (2) 賦課情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ファイルの種類 | [システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 | 当該年度の初日を賦課期日とした時点での世帯における世帯主とその世帯に所属する被保険者 |
| その必要性 | 国民健康保険法第76条及び第76条の2に基づき、保険料の賦課を行うため。 |
| 記録される項目 | [10項目以上50項目未満] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (口座・送付先情報) |
| その妥当性 | <p>個人番号: 対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するために宛名番号を保有する。 4情報: 対象者を正確に特定し、賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報: 世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報: 保険料を算定を的確に行うために、所得情報及び資産情報を保有する。 介護・高齢者福祉関係情報: 賦課を行うために必要とする介護保険情報等を保有する。</p> |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| 保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| 事務担当部署 | 国保年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|---|
| 入手元 | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (神奈川県国民健康保険団体連合会) | |
| 入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| 使用目的 | 国民健康保険事務を効率的に行うための被保険者情報を管理し、適正な保険料の賦課を行うため。 | |
| 使用の主体 | 使用部署 | 国保年金課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 使用方法 | <p>・賦課を行うために必要とする国民健康保険以外の情報(所得情報等)と突合するために、個人番号を使用する。</p> <p>・1月1日現在住民登録されている者及び住民登録はないが居住実態のある者については、庁内連携システムを使用し、それ以外については情報ネットワークシステムを使用する。</p> | |

| | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| | 情報の突合 | 個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。 |
| 使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | 国民健康保険システムの運用保守委託 | |
| 委託内容 | 国民健康保険システムの運用保守委託 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 日本電気(株) | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。 |
| | 再委託事項 | 国民健康保険賦課システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。 |
| 委託事項2～5 | | |

委託事項11 ~ 15

委託事項16 ~ 20

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている (22) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | |
| 法令上の根拠 | |
| 提供先における用途 | |
| 提供する情報 | |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | []] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

<厚木市における措置>

- ・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。
- ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。

- ・日本国内でデータを保管している。

特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

- ・日本国内のデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課情報ファイル 個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

国保番号、宛名番号、個人番号()、国保主宛名番号、国保主個人番号()

国保資格情報

資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日

賦課情報

相当年度、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額、軽減均等割額、軽減平等割額、限度超過額、年間賦課額、減免区分、減免額

特別徴収情報

徴収区分、年金保険者、年金種別、基礎年金番号、特徴開始年月、特徴中止日、特徴期割額1、特徴期割額2、特徴期割額3、介護特徴期割額1、介護特徴期割額2、介護特徴期割額3、回付年月、通知種別、依頼事由、依頼日、依頼金額1、依頼金額2、通知事由、通知日、通知結果

納入通知書情報

発付日、住所、氏名、増減税額、納付済額、差額納付額

所得情報

所得判明区分、課非区分、給与所得、専従者給与所得、公的年金所得、給与以外の額、軽減判定総所得、旧ただし書総所得、旧ただし書課税所得、住民税所得割額、住民税均等割額、給与収入、専従者給与収入、公的年金収入

資産情報

単有資産税額、共有資産税額

介護適用除外情報

該当日、非該当日

更新年月日

更新職員ID

産前産後保険料軽減

被保険者番号、氏名、生年月日、住所、個人番号、電話番号、出産予定又は出産日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別

リスク対策 (7. を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (2) 賦課情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ・処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づく届出があった場合に行っている。 ・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>< 国民健康保険システム(宛名管理機能)における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外では個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 <p>< 国民健康保険システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] < 選択肢 ></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 |

| | | |
|--|--|--|
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。 | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。 | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定をしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用、第三者への提供・閲覧、複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [特に力を入れて行っている] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかけている。 | | |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | | | |
|---------------------|-----|---------|--------------|-----------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | < 選択肢 > | 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | | | | |
| その他の措置の内容 | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | < 選択肢 > | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
| | | | 3) 課題が残されている | |

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

| | | | | |
|--------------|--|--|--|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | | |
|--------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|-------------|---------------|---------|--------------|----------|
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | < 選択肢 > | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
| | | | 3) 課題が残されている | |

リスク2： 不正な提供が行われるリスク

| | |
|--|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | |

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 事故発生時手順の策定・周知 | [特に力を入れて行っている] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|---------------|------------------|--|

| | | |
|---------------------------------------|----------|----------------------------|
| 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし |
|---------------------------------------|----------|----------------------------|

| | |
|------|---|
| その内容 | - |
|------|---|

| | |
|----------|---|
| 再発防止策の内容 | - |
|----------|---|

その他の措置の内容

< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 >
 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入室管理策を行っている。
 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

< ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 >
 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 [第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置 >
 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。
 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 ・日本国内でデータを保管している。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置 >
 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。
 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

| | | |
|--|------------------|---------------|
| | [特に力を入れて行っている] | < 選択肢 > 1) |
|--|------------------|---------------|

| | | | |
|---|----------------|--------------|----------|
| リスクへの対策は十分か | [十分に力を入れている] | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
| <p>3) 課題が残されている</p> | | | |
| <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | | |
| <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> <p>< 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク > ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける措置 > データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | | | |

8. 監査

| | | | |
|-------|----------|----------|----------|
| 実施の有無 | [] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
|-------|----------|----------|----------|

9. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|--|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | 1年に1度又は人事異動に伴い、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 | |

10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| (3) 給付情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ファイルの種類 | [システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 | 厚木市に住所を有する者(国民健康保険法第5条)でかつ、国民健康保険法第6条各号に該当しない者(ただし世帯主は含む)で、給付を必要とされる者 |
| その必要性 | 国民健康保険法第5条及び第6条並びに第36条、第52条、第52条の2、第53条、第54条の2、第54条の4、第57条の2、第57条の3、第54条、第54条の3その他条例で規定された国民健康保険に関連する給付情報を管理するため。 |
| 記録される項目 | [100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (公金受取口座情報) |
| その妥当性 | <p>個人番号: 対象者を正確に特定するために保有(参照)する。</p> <p>その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。</p> <p>4情報: 対象者を正確に特定し、資格確認書等の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。</p> <p>その他住民票関係情報: 世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。</p> <p>地方税関係情報: 高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。</p> <p>雇用・労働関係情報: 加入先社保の管理等を行うために把握する。</p> <p>年金関係情報: 資格事務を的確に行うために保有する。</p> |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| 保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| 事務担当部署 | 国保年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|--|
| 入手元 | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (神奈川県国民健康保険団体連合会、他の医療保険者) | |
| 入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| 使用目的 | 国民健康保険事務を効率的に行うための被保険者情報を管理するため。 | |
| 使用の主体 | 使用部署 | 国保年金課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 使用方法 | (旧) 届出書・申請書あるいは、他の行政機関からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、当該国保システム(新規取得の場合は、住民記録システムや宛名管理システム等)にて、記載された個人番号で検索し、確認する。 (新案) ・申請に基づき、各種認定情報の登録・更新及び認定書の交付を行う。 ・申請や職権に基づき、保険給付に関する情報の登録・更新及び支給事務を行う。 | |
| 情報の突合 | 個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。 | |
| 使用開始日 | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|--|--|
| 委託の有無 | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託事項1 | | |
| 委託内容 | 国民健康保険システムの運用保守委託 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 日本電気株式会社 | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。 |
| | 再委託事項 | 国民健康保険給付システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | | |
| 委託内容 | 高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する。) ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 神奈川県国民健康保険団体連合会 | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。 |
| | 再委託事項 | 高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。 |

| | |
|------------------------------|---|
| 委託事項6～10 | |
| 委託事項11～15 | |
| 委託事項16～20 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている (10) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 提供先については、(別紙2)情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧を参照 |
| 法令上の根拠 | (別紙2)情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載 |
| 提供先における用途 | (別紙2)情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載 |
| 提供する情報 | 国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当市の国民健康保険の被保険者及び世帯主(資格喪失者を含む) |
| 提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | |
| 法令上の根拠 | |
| 移転先における用途 | |
| 移転する情報 | |
| 移転する情報の対象となる本人の数 | [] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |

移転先11 ~ 15

移転先16 ~ 20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

<厚木市における措置>

- ・当市では給付台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。
- ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

- ・日本国内でデータを保管している。

特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

- ・日本国内のデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

給付情報ファイル 個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

国保番号、宛名番号、個人番号()、国保主宛名番号、国保主個人番号()、
若人所得区分、前期高齢者所得区分、被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した番(個人を識別する2桁の番号)

国保資格情報

資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日

レセプト情報

レセプト番号、レセプト処理年月、レセプト点数表CD、レセプト種別CD、レセプト給付CD、
診療年月、診療実日数、点数、費用額、保険者負担額、指定公費、患者負担額、
公費法制CD1、公費法制CD2、公費法制CD3、公費法制CD4、公費法制CD5

療養費情報

療養レセプト番号、処理年月、点数表CD、種別CD、給付CD、
療養診療年月、療養診療実日数、療養費用額、療養保険者負担額、療養指定公費、
療養患者負担額、療養支給額、療養公費法制CD1、療養公費法制CD2、
療養公費法制CD3、療養公費法制CD4、療養公費法制CD5、
療養支給決定区分、療養支給決定日、療養支給日、療養振込先区分、療養強制保留区分、公金受取口座情報

高額療養費情報

高額診療年月、高額番号、計算元若人所得区分、計算元前期高齢者所得区分、
多数回該当区分、合算有無区分、一部負担金合計、負担限度額、高額療養費、支給済額、
調整額、高額支給額、
高額支給決定区分、高額支給決定日、高額支給日、高額振込先区分、高額強制保留区分、公金受取口座情報

出産育児一時金情報

子宛名番号、子個人番号()、基準日、出産区分、出産支給額、未支給額、出産現金手渡金額、
出産支給決定区分、出産支給決定日、出産支給日、出産振込先区分、出産強制保留区分、公金受取口座情報

葬祭費情報

申請者宛名番号、申請者個人番号()、申請者氏名、申請者住所、葬祭支給額、葬祭現金手渡金額、
葬祭支給決定区分、葬祭支給決定日、葬祭支給日、葬祭振込先区分、葬祭強制保留区分、公金受取口座情報

高額介護合算情報

対象年度、国保被保険者証記号、国保被保険者証番号、国保加入開始日、国保加入終了日、
後期被保険者番号、後期加入開始日、後期加入終了日、
介護被保険者番号、介護加入開始日、介護加入終了日、代表者氏名、代表者住所、
医療分自己負担額1、医療分自己負担額70歳以上1、医療分自己負担額2、
医療分自己負担額70歳以上2、医療分自己負担額3、医療分自己負担額70歳以上3、
医療分自己負担額4、医療分自己負担額70歳以上4、医療分自己負担額5、
医療分自己負担額70歳以上5、医療分自己負担額6、医療分自己負担額70歳以上6、
医療分自己負担額7、医療分自己負担額70歳以上7、医療分自己負担額8、
医療分自己負担額70歳以上8、医療分自己負担額9、医療分自己負担額70歳以上9、
医療分自己負担額10、医療分自己負担額70歳以上10、医療分自己負担額11、
医療分自己負担額70歳以上11、医療分自己負担額12、医療分自己負担額70歳以上12、
介護分自己負担額1、介護分自己負担額70歳以上1、介護分自己負担額2、
介護分自己負担額70歳以上2、介護分自己負担額3、介護分自己負担額70歳以上3、
介護分自己負担額4、介護分自己負担額70歳以上4、介護分自己負担額5、
介護分自己負担額70歳以上5、介護分自己負担額6、介護分自己負担額70歳以上6、
介護分自己負担額7、介護分自己負担額70歳以上7、介護分自己負担額8、
介護分自己負担額70歳以上8、介護分自己負担額9、介護分自己負担額70歳以上9、
介護分自己負担額10、介護分自己負担額70歳以上10、介護分自己負担額11、
介護分自己負担額70歳以上11、介護分自己負担額12、介護分自己負担額70歳以上12、
自保分世帯負担総額、自保分負担額合計70歳以上、自保分算定基準額70歳以上、
自保分支給額合計70歳以上、自保分世帯負担額合計、自保分算定基準額、
自保分世帯支給額合計、自保分支給額合計、自保分按分後支給額、自保分按分後支給額、
他保分世帯負担総額、他保分負担額合計70歳以上、他保分算定基準額70歳以上、
他保分支給額合計70歳以上、他保分世帯負担額合計、他保分算定基準額、
他保分世帯支給額合計、他保分支給額合計、他保分按分後支給額、他保分按分後支給額、
合算支給決定区分、合算支給決定日、合算支給日、合算振込先区分、合算強制保留区分、公金受取口座情報

更新年月日

更新職員ID

リスク対策 (7. を除く)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (3) 給付情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>< 国保連合会以外からの入手 > 届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報の入手防止に努めている。 処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p>[対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容] < 国保連合会からの入手 > 1 国保総合PCにおける措置 (1) 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(1)が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報入手することはない。 (2) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>[必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容] < 国保連合会からの入手 > 1 国保総合PCにおける措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないこと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に入力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に入力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りのないよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p>[不適切な方法で入手が行われるリスク] < 国保連合会からの入手 > 1 国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、手順及びデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないこと、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> <p>[入手した特定個人情報不正確であるリスク] < 国保連合会からの入手 > 1 入手の際の本人確認の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 さらに、国保連合会においても当市の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 (2) 市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるところを行うこととしている。</p> <p>2 個人番号の真正性確認の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。 3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。 国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 (2) 市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるところを行うこととしている。</p> <p>[入手の際に特定個人情報が入力・紛失するリスク] < 国保連合会からの入手 > リスクに対する措置の内容 1 国保総合PCにおける措置 (1) 当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 (2) 当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 (3) 当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 (4) ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会より迅速に実施される。 (5) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 (6) 国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 (7) 国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 (8) 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 (9) 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 (10) 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる程度、速やかに情報を消去する。 (11) 保管する必要のない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕破壊する。 (12) 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。</p> | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|--|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><国民健康保険システム(宛名管理機能)における措置> ・番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能()は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ・()にてこのGUIによるデータ抽出とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <p><国民健康保険システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証/パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログイン/ID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> |
| その他の措置の内容 | <p>・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がその個人に対して照会、異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。 ・国保連合会は情報システム管理者(市町村)に対し管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市町村)は管理者権限IDを用いて事務取扱担当者に対してIDを発行する。失効(変更)についても同様に情報システム管理者(市町村)にて管理する。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末を来庁者から見えない位置に置いている。
- ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。
- ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は切断等を行っている。

【特定個人情報の使用の記録】

- ＜ 国保総合PCにおける措置 ＞
- ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。
- ・情報システム管理者(市町村)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
- ・当該記録については、一定期間保存することとしている。

【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】

リスクに対する措置の内容

＜ 国保総合PCにおける措置 ＞

- 1 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。
- 2 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。
*：ここではGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
- 3 国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
 - (1) 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。
 - (2) 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施設保管する。
 - (3) 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
 - (4) 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
 - (5) 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないかを監査する。

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | |
|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定している。 ・目的外利用、第三者への提供・閲覧、複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

< 窓口業務委託事業者における措置 >
-業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかける。

【情報保護管理体制の確認】
当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。
・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)
・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)
・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)
・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること
・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】
制限している
具体的な制限方法
< 市区町村保険者事務共同処理業務 >
当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。
また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。
さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。

< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別符号取得等事務 >
-取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
-運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と随時連携、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
-アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
-パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

【特定個人情報ファイルの取扱い記録】
記録を残している
< 市区町村保険者事務共同処理業務 >
1 具体的な方法
(1)委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合に、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等、時刻・操作内容を記録することとしている。
(2)情報システム管理者(国保連合会)は、定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
(3)当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。
(4)記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従って、一定期間保存する。

< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別符号取得等事務 >
-操作ログを中間サーバーで記録している。
-操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。

【特定個人情報の提供ルール】
< 市区町村保険者事務共同処理業務 >
1 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法
当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。
また、当市における個人情報保護条例により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。
さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。

< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別符号取得等事務 >
-契約書において当市が保有する個人情報等を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めない。
-定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

2 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法
< 市区町村保険者事務共同処理業務 >
-当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付け、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。
-当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を備簿に記入している。
-記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従い、一定期間保存する。
-特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることなどを遵守するとともに、委託先からの送付履歴について委託契約書に明記することとしている。
-さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。

< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別符号取得等事務 >
-提供情報は、業務委託終了時にすべて返却又は消去する。
-定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

【特定個人情報の消去ルール】
1 ルール内容及びルール遵守の確認方法
(1)特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分すること、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。
(2)委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。

【委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】
定めている
1 規定の内容
(1)秘密保持義務
(2)事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
(3)特定個人情報の目的外利用の禁止
(4)漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化
(5)委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
(6)従業員に対する監督・教育
(7)契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

【再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保】
1 具体的な方法
(1)再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。
・秘密保持義務
・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
・特定個人情報の目的外利用の禁止
・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化
・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
・従業員に対する監督・教育
・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
(2)再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
(3)従業員に対する監督・教育
(4)契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
(5)再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別符号取得等事務 >
1 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
・日本国内でのデータ保管を条件としていること
上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
2 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSからのレイヤーに対して、システム構築および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。

【特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】
【国保連合会における措置】
・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効果的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、バグ・脆弱性ファイルの更新を行う。
・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。

・国保総合(国保集約)システムをアークセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。

・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。

・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。

・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者(国保連合会)の承認を得る。

・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて、使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。

・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破壊する。

<取りまとめ機関における措置>

支払基金が医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」

「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
|---|-----|---|
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 特に力を入れている [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>機密情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>() 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 特に力を入れている [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| |
|--|
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> |
|--|

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|---|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | |
| 事故発生時手順の策定・周知 | [特に入力を行っている] < 選択肢 > 1) 特に入力を行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | - |
| 再発防止策の内容 | - |
| その他の措置の内容 | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することであり、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウド)の利用に関する基準(第1.0版)(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置> 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 中間サーバーと団体についてはIPsec技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、</p> |
| リスクへの対策は十分か | [特に入力を行っている] < 選択肢 > 1) 特に入力を行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p><厚木市における措置> ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行動の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したのみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策としてソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>【特定個人情報がい情報そのまま保管され続けるリスク】 <厚木市における措置> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報がい情報そのまま保管され続けるリスクはない。</p> <p>【特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク】 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1) 国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p>【特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】 <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別付与業務」、「情報提供業務」オンライン資格確認システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに当たって確実にデータを消去する。</p> | |

| 8. 監査 | |
|-----------------|--|
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [] 特に力を入れて行っている [] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><厚木市における教育・啓発> 情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> 教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 教育頻度: 年間1回程度 教育方法: 集合研修 教育対象: 職員及び嘱託員 違反行為に対する措置: 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> 教育事項: 番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置に関するものを含むもの 教育頻度: おおむね1年ごと 教育方法: 未定 教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 違反行為に対する措置: 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年1回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| 【監査】 | <p><国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。」</p> |
| 【その他のリスク対策】 | <p><取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務」(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> |

特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| (4) 収納情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ファイルの種類 | [システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 | 当該年度の初日を賦課期日とした時点での世帯における世帯主とその世帯に属する被保険者 |
| その必要性 | 国民健康保険法第76条及び第76条の2に基づき賦課された保険料の徴収を行うため。 |
| 記録される項目 | [100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (公金受取口座情報) |
| その妥当性 | 個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 宛名番号を保有する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 督促状等の送付先設定、確認のために保有する。 その他住民票関係情報: 納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報・医療保険関係情報: 納付の基となる課税(調定)情報を保有する。 公金受取口座情報: 支給先の口座情報を把握するために保有する。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| 保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| 事務担当部署 | 国保年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|---|
| 入手元 | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課、市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 使用目的 | 納付義務者の個人番号を利用し、より正確かつ効率的な収納事務を行うため。 | |
| 使用の主体 | 使用部署 | 国保年金課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 使用方法 | 同一納付義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。 | |
| 情報の突合 | 収納情報を照合するに当たり、個人番号を利用して名寄せを実施する。 | |
| 使用開始日 | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | 収納管理システムの運用保守委託 | |
| 委託内容 | 収納管理システムの運用保守委託 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 日本電気株式会社 | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。 |
| | 再委託事項 | 収納管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。 |
| 委託事項2～5 | | |

委託事項11 ~ 15

委託事項16 ~ 20

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | |
| 法令上の根拠 | |
| 提供先における用途 | |
| 提供する情報 | |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | [] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | |
| 法令上の根拠 | |
| 移転先における用途 | |
| 移転する情報 | |
| 移転する情報の対象となる本人の数 | [] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

<厚木市における措置>

- ・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。
- ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

- なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 - ・日本国内でデータを保管している。

特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。
- ・日本国内のデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。

7. 備考

リスク対策 (7. を除く。)

| | |
|--|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (4) 収納情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>収納情報ファイルについては、賦課情報ファイルに登録されている賦課情報から作成されるものであり、本項は『2. 賦課情報ファイル』について記載された「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手」-「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
|--|---|
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] < 選択肢 ></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・収納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。 | |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

| | |
|---|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | < 選択肢 > [特に力を入れて行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

-

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | |
|-----------------------|-----|---|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及び ルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|-----|---|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | |
|--|--|
| <p>事故発生時手順の策定・周知</p> | <p>[特に力を入れて行っている]</p> <p>< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| <p>過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> | <p>[発生なし]</p> <p>< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
| <p>その内容</p> | <p>-</p> |
| <p>再発防止策の内容</p> | <p>-</p> |
| <p>その他の措置の内容</p> | <p>< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 > ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 > 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置 > 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置 ></p> <p>中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。</p> <p>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける措置 ></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | |

8. 監査

| | | | |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 | [<input type="checkbox"/>] 内部監査 | [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|

9. 従業者に対する教育・啓発

| | |
|--------------|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[特に力を入れて行っている]</div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p style="margin: 0;">< 選択肢 ></p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p style="margin: 0;">3) 十分に行っていない</p> </div> </div> |
| 具体的な方法 | <p>・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</p> <p>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |

10. その他のリスク対策

< ガバメントクラウドにおける措置 >

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| (5) 滞納整理ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ファイルの種類 | [システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 | 国民健康保険料を納期限までに完納できなかった者及び延滞金が加算され、現時点で滞納が存する者 |
| その必要性 | 国民健康保険法第79条及び第79条の2に基づき、保険料の滞納管理を行うため。 |
| 記録される項目 | [100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () |
| その妥当性 | 個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 宛名番号を保有する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 督促状等の送付先設定、確認のために保有する。 その他住民票関係情報: 納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報・医療保険関係情報: 納付の基となる課税(調定)情報を保有する。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| 保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| 事務担当部署 | 国保年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|--|
| 入手元 | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 使用目的 | 納付義務者の個人番号を利用し、より正確かつ効率的な滞納整理事務を行うため。 | |
| 使用の主体 | 使用部署 | 国保年金課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 使用方法 | 納付義務者(現時点で滞納が存する者)の情報から、財産調査及び滞納処分等の事務を適切に行う。 | |
| 情報の突合 | 滞納情報を照合するに当たり、個人番号を使用して名寄せを実施する。 | |
| 使用開始日 | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託事項1 | | |
| 委託内容 | 滞納整理システムの運用保守委託 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 日本電気株式会社 | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。 |
| | 再委託事項 | 滞納整理システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | | |
| 委託内容 | 保険料コールセンター業務 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 株式会社ケー・デー・シー | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | |
| | 再委託事項 | |

委託事項11 ~ 15

委託事項16 ~ 20

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている (10) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 都道府県知事等 |
| 法令上の根拠 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の42項 |
| 提供先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 提供する情報 | 国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | 随時 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先2 | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| 法令上の根拠 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の56項 |
| 提供先における用途 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 提供する情報 | 国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | 随時 |
| 提供先3 | 都道府県知事等 |
| 法令上の根拠 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の125項 |
| 提供先における用途 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 提供する情報 | 国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 |

移転先2～5

移転先6～10

移転先11～15

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

<厚木市における措置>

・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。
・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

・日本国内のデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5) 滞納整理ファイル 個人番号は、宛名番号と紐づけて収納管理システムの情報から参照する。

個人番号ファイル
宛名番号、個人番号、法人番号

経過記録

リンク番号、交渉結果コード、処理拠点コード、場所コード、帳票公示送達日、帳票公示送達状況コード、帳票再転送日、帳票回答有無、帳票延滞金計算日、帳票発送日、帳票種類コード、帳票調査日、帳票返戻日、帳票返戻解除日、担当者コード、担当者名、接触フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、相手コード、経過内容、経過内容コード、経過種別コード、経過記録連番、記録日、記録時刻、記録詳細、重要表示フラグ

経過記録画像

イメージデータID、リンク番号、件名、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、画像種類コード、経過記録連番

分納誓約

リンク番号、一回分金額、一括送付回数、備考、備考コード、処理拠点コード、分納入金額、分納取消日、分納回数、分納対象区分、分納連番、分納開始年月、加算月A、加算月B、加算開始年A、加算開始年B、加算額A、加算額B、完納日、対応コード、延滞金区分、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、担当者コード、担当者名、日付区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、月間隔、本日入金額、消込区分、現誓約フラグ、督促フラグ、端数処理区分、管理番号、約束管理フラグ、納付予定日、納付約束時刻、計算方法区分、誓約日

分納内訳

リンク番号、内訳連番、分納連番、収納連番、回数、履行区分、当初回数、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、発行回数、発行日、納付予定日、納付合計額、納付延滞金、納付書番号、納付督促手数料、納付額、累計納付額

延滞金減免

リンク番号、作成機能区分、処分連番、処理拠点コード、延滞金減免連番、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、機能種類コード、決裁事項内容、決裁日、決裁減免区分、決裁減免率、減免申請理由内容、減免終了日、減免開始日、申請日、申請減免区分、申請減免率、調査日

時効管理

リンク番号、催告延長期限、入力区分、収納連番、執行停止時効完成日、執行停止時効起算日、時効完成日、時効起算日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

時効管理履歴

リンク番号、事由発生日、入力区分、処分連番、収納連番、時効事由、時効履歴連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、機能種類コード

納付受託内訳

リンク番号、内訳連番、収納連番、支払期日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、納付受託連番、納付合計額、納付延滞金、納付書番号、納付督促手数料、納付額、納期限

欠損確定

リンク番号、入力区分、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、欠損事由、欠損督促手数料、欠損確定日、欠損種類コード、欠損調定額、確定延滞金

年度別欠損理由

リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、根拠法令等、欠損年度、欠損理由、欠損理由詳細、活動・調査事項

納付受託

リンク番号、備考、処理拠点コード、券面金額、取消日、取立費用額、受託日、完了日、延滞金区分、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、担当者コード、担当者名、振出人名、振出地、振出日、支払人名、支払地、支払期日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、裁日、消込区分、督促フラグ、納付受託連番、記号番号、証券種類コード

収納連番

ホスト通知書番号、リンク番号、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、相当年度、科目、賦課年度、通知書番号

速報

リンク番号、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、発行年度、納付延滞金、納付書番号、納付書番号内連番、納付督促手数料、納付金額、速報データ区分、領収日、領収時刻

督促催告停止

リンク番号、停止種類コード、処理拠点コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、督促停止連番、終了日、設定日、開始日

調査予定

リンク番号、備考、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、照会区分、照会文書連番、照会種類コード、登録担当者コード、登録日、調査予定区分、調査予定連番

財産

リンク番号、公売区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、詳細区分、調査日、財産種類コード、財産管理区分、財産連番、配当見込区分

財産電話加入権

リンク番号、原簿閲覧日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、設置場所、財産連番、電話番号

財産動産

リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、財産内容、財産連番

財産不動産

リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、財産内容、財産連番

財産自動車

リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、財産内容、財産連番

財産権利者

リンク番号、住所コード、備考、債務者住所、債務者名、債務者郵便番号、債権額、取扱店名、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、権利者区分、権利者番号、種別コード、種別内容、設定日、詳細連番、財産連番

財産無体財産

リンク番号、履行期限コード、履行期限内容、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、第三債務者住所、第三債務者住所コード、第三債務者名、第三債務者郵便番号、財産内容、財産連番、送付先住所、送付先住所コード、送付先名、送付先郵便番号

財産債権

リンク番号、履行期限コード、履行期限内容、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、第三債務者住所、第三債務者住所コード、第三債務者名、第三債務者郵便番号、財産内容、財産連番、送付先住所、送付先住所コード、送付先名、送付先郵便番号

法定納期限等

リンク番号、入力区分、処理拠点コード、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、法定納期限等、設定日

処分充当内訳

リンク番号、充当連番、内訳連番、収納連番、延滞金、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、督促手数料、納期限、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、調定額

納期限変更

リンク番号、備考、処理拠点コード、変更後時刻、変更後納期限、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、発行日、納期限変更連番、起案日

執行停止

リンク番号、代表者名、住基登録区分、住所、住所コード、処理拠点コード、勤務先名、名称、名称カナ、執行停止理由、執行停止要件コード、執行停止連番、文書番号、文書番号年、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法人登記有無、照会先自治体コード、生年月日、解除日、起案日、転出先住基有無、転出先住所、転出先方書、転出先除票日、転出先除票理由コード、郵便番号、除票日、除票理由コード、電話番号

処分

リンク番号、事件番号、事件番号区分、事件番号年度、住所、住所コード、備考、処分リンク番号、処分種類コード、処分連番、処理拠点コード、受付日、受付番号、受付番号区分、名称、名称カナ、執行機関番号、差押日、文書番号、文書番号年、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、注籍日、財産手続開始日、財産管時1、財産手続終了日、解除日、解除理由

更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法務局番号、破産手続開始日、破産管財人番号、職位番号、解除処分連番、解除区分、解除日、解除理由、解除理由内容、財産種類コード、起案日、郵便番号

処分充当

リンク番号、備考、充当連番、処分連番、受入金額、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、残余金、残余金計算値、決裁日、消込区分、督促フラグ、種目内容、起案日

猶予

リンク番号、処理拠点コード、受付日、受付番号、受理日、担保提供コード、担保提供内容、担保種類コード、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法務局番号、猶予事由、猶予種類コード、猶予連番、申請日、終了日、許可区分、起案日、開始日

猶予保証人

住所、保証人リンク番号、名称、名称カナ、手入力フラグ、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、猶予連番、便番号、電話番号

催告発送管理

リンク番号、催告タイトル、催告書等連番、催告連番、印刷日、対象連番、延滞金、担当者コード、指定期限、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、未納額、枚数、発送日、督促手数料、約束連番、経過記録連番、経過記録連番2、送付先住所、送付先名、送付先郵便番号

承継

リンク番号、備考、処理拠点コード、承継種類コード、承継連番、指定納期限、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、相続財産評価額、相続開始日、納付場所、起案日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

承継第二次

住所、名称、承継リンク番号、承継内訳連番、承継連番、承継額、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、根拠規定、理由、責任限度、郵便番号

承継連帯

住所、前年所得額、名称、承継リンク番号、承継内訳連番、承継連番、承継額、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、滞納状況、職種、財産調査状況、郵便番号

承継相続

住所、名称、変更前納付義務承継額、承継リンク番号、承継内訳連番、承継連番、承継額、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、相続分子、相続分母、納付責任額、続柄コード、評価額、郵便番号

国保賦課

ホスト通知書番号、リンク番号、前回年額、国保番号、均等割軽減金額、均等割額、平等割軽減金額、平等割額、年金特徴期別金額1、年金特徴期別金額2、年金特徴期別金額3、年金特徴期別金額4、年金特徴期別金額5、年金特徴期別金額6、年額、所得割基準額、所得割軽減金額、所得割額、普徴期別金額1、普徴期別金額2、普徴期別金額3、普徴期別金額4、普徴期別金額5、普徴期別金額6、普徴期別金額7、普徴期別金額8、普徴期別金額9、普徴期別金額10、普徴期別金額11、普徴期別金額12、普徴期別金額13、普徴期別金額14、普徴期別金額15、普徴期別金額16、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正事由、更正日、減免額、相当年度、資産割基準額、資産割額、賦課年度、賦課種類、通知書番号、限度超過額

国保世帯

ホスト通知書番号、リンク番号、保険証交付区分、保険証交付日、保険証有効期限、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、減免区分、相当年度、総所得世帯合計、総所得世帯合計符号、被保険者数、賦課年度、軽減区分、通知書番号

国保資格

ホスト通知書番号、リンク番号、世帯主リンク番号、介護取得事由、介護取得届出日、介護取得日、介護喪失事由、介護喪失届出日、介護喪失日、介護月別資格区分、介護資格区分、介護4月1日資格区分、国保取得事由、国保取得届出日、国保取得日、国保喪失事由、国保喪失届出日、国保喪失日、国保月別資格区分、国保番号、国保資格区分、国保4月1日資格区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、相当年度、賦課年度、退職取得事由、退職取得届出日、退職取得日、退職喪失事由、退職喪失届出日、退職喪失日、退職月別資格区分、退職資格区分、退職4月1日資格区分、通知書番号

国保資格履歴

ホスト通知書番号、リンク番号、取得事由、取得届出日、取得日、喪失事由、喪失届出日、喪失日、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、異動事由、異動届出日、異動日、相当年度、詳細連番、資格区分、資格種類コード、賦課年度、通知書番号

国保資格索引

ホスト通知書番号、世帯主リンク番号、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、相当年度、賦課年度

国保所得資産

ホスト通知書番号、リンク番号、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、申告有無、相当年度、賦課年度、通知書番号

国保所得控除

ホスト通知書番号、リンク番号、世帯主リンク番号、国保番号、所得控除コード1、所得控除コード2、所得控除コード3、所得控除コード

4、所得控除コード5、所得控除コード6、所得控除コード7、所得控除コード8、所得控除コード9、所得控除コード10、所得控除コード11、所得控除コード12、所得控除コード13、所得控除コード14、所得控除コード15、所得控除コード16、所得控除コード17、所得控除コード18、所得控除コード19、所得控除コード20、所得控除符号1、所得控除符号2、所得控除符号3、所得控除符号4、所得控除符号5、所得控除符号6、所得控除符号7、所得控除符号8、所得控除符号9、所得控除符号10、所得控除符号11、所得控除符号12、所得控除符号13、所得控除符号14、所得控除符号15、所得控除符号16、所得控除符号17、所得控除符号18、所得控除符号19、所得控除符号20、所得控除超過フラグ、所得控除金額1、所得控除金額2、所得控除金額3、所得控除金額4、所得控除金額5、所得控除金額6、所得控除金額7、所得控除金額8、所得控除金額9、所得控除金額10、所得控除金額11、所得控除金額12、所得控除金額13、所得控除金額14、所得控除金額15、所得控除金額16、所得控除金額17、所得控除金額18、所得控除金額19、所得控除金額20、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、申告有無、相当年度、賦課年度、通知書番号

国保所得資産詳細

ホスト通知書番号、リンク番号、収入所得控除コード、収入所得控除符号、収入所得控除金額、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、相当年度、詳細連番、賦課年度、通知書番号

国保証交付

リンク番号、国保番号、国保証交付区分、国保証交付日、国保証受渡日、国保証回収日、国保証有効期限、履歴番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

国保料

ホスト通知書番号、リンク番号、保険証交付区分、保険証交付日、保険証有効期限、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、相当年度、賦課年度、通知書番号

督促催告発送

ホスト通知書番号、リンク番号、作成日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、消込日、発送予定日、発送内容コード、発送種類コード、相当年度、科目、経過記録連番、賦課年度、返戻経過記録連番、通知書番号

滞納者異動

リンク番号、入力区分、処理日、処理時刻、増減区分、担当者コード、担当者変更事由、新住所、新担当者名、新方書、新町コード、旧住所、旧担当者名、旧方書、旧町コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、死亡日、滞納者異動連番

公売財産

リンク番号、公売保証金額、公売連番、売却中止事由、売却中止決定日、売却区分番号、売却状況区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最高価申込価額、最高価者住所、最高価者住所方書、最高価者名、最高価者郵便番号、最高価者電話番号、次順位者住所、次順位者住所方書、次順位者名、次順位者郵便番号、次順位者電話番号、次順位買受申込価額、見積価額、財産引渡日、財産種類コード、財産連番、買受者コード、買受金納付日、鑑定手数料

期別指示

リンク番号、修正延滞金、修正督促手数料、修正調定額、収納連番、延滞金、指示順序、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、機能処理番号、機能種類コード、督促手数料、納期限、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、調定額

期別内訳

リンク番号、収納連番、延滞金、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、機能処理番号、機能種類コード、督促手数料、納期限、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、調定額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人索引

リンク番号、世帯番号、主担当者変更事由、付箋有無、付箋色コード1、付箋色コード2、付箋色コード3、付箋色コード4、付箋色コード5、付箋色コード6、付箋色コード7、付箋色コード8、付箋色コード9、付箋色コード10、住所、住所外字フラグ、住所超過フラグ、住民区分、出張担当フラグ、出張担当者コード、出張担当者名、副担当者コード、副担当者名、副担当者変更事由、勤務先、名寄リンク番号、国籍コード、基準日、所得額、所得額合計、担当割地区コード、担当者コード、担当者名、拠点コード、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最終収納日、最終収納額、最終接触日、最終領収日、死亡日、氏名、氏名カナ、氏名外字フラグ、氏名超過フラグ、滞納事由、滞納区分、滞納科目コード1、滞納科目コード2、滞納科目コード3、滞納科目コード4、滞納科目コード5、滞納科目コード6、滞納科目コード7、滞納科目コード8、滞納科目コード9、滞納科目コード10、滞納科目コード11、滞納科目コード12、滞納科目コード13、滞納科目コード14、滞納科目コード15、滞納金額、特記事項、生保廃止日、生保開始日、生年月日、申告区分、町コード、町名カナ、番地、確定延滞金、続柄コード、自治省コード、行政区コード、補足区分1、補足区分2、郵便番号、関連者数、電話番号

番号索引

リンク番号、付帯情報1、付帯情報2、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最新フラグ、検索番号、検索種別

処理対象者

リンク番号、処分連番、処理対象フラグ、分納回数、分納対応コード、分納連番、収納連番、名寄リンク番号、対象者表示順序、対象者連番、強制除外フラグ、抽出処理連番、抽出日、抽出時刻、数値1、数値2、数値3、数値4、数値5、文字1、文字2、文字3、文字4、文字5、文字6、文字7、文字8、文字9、文字10、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、日本語1、日本語2、日本語3、日本語4、日本語5、時刻、新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最古年度、照会文書連番、照会済フラグ、異動管理連番、約束連番、経過記録連番、行スタイル、表示対象フラグ、調査予定対象連番、調査予定連番、財産名、財産連番

予約対象者

フェーズ、リンク番号、処分連番、処理対象フラグ、分納回数、分納対応コード、分納連番、収納連番、名寄リンク番号、対象者表示順序、対象者連番、強制除外フラグ、抽出処理連番、抽出日、抽出時刻、数値1、数値2、数値3、数値4、数値5、文字1、文字2、文字3、文字4、文字5、文字6、文字7、文字8、文字9、文字10、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、日本語1、日本語2、日本語3、日本語4、日本語5、日本語6、時刻、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最古年度、照会文書連番、照会済フラグ、異動管理連番、約束連番、経過記録連番、行スタイル、表示対象フラグ、調査予定対象連番、調査予定連番、財産名、財産連番

宛名

ホスト住民区分、リンク番号、世帯番号、住所、住所コード、住所外字フラグ、住所超過フラグ、住民区分、入力区分、号枝番、名称清音カナ、国籍コード、外国人名カナ、外国人本名、子々番、子番、宛名、宛名カナ、宛名外字フラグ、宛名超過フラグ、性別コード、担当割地区コード、拠点コード、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、消除事由、消除日、生年月日、町コード、番地番、異動事由、異動日、登録事由、登録日、続柄コード、自治省コード、行政区コード、通称名、通称名カナ、郵便番号、DV区分

抽出条件

主担当者変更事由、付箋設定内容、住民区分一覧、処分一覧、判定日、副担当者変更事由、収納設定内容、国籍一覧、地区一覧、地区選択区分、対象者状態追加内容、所得の種類一覧、抽出日、担当者コード、担当者種別コード、控除の種類一覧、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最大未納額、最小未納額、最終収納日期間、未接触期間、機能処理番号、機能種類コード、死亡日終了、死亡日開始、滞納区分一覧、特徴義務者リンク番号一覧、特徴義務者名称一覧、特普区分一覧、生活保護終了、生活保護開始、申告区分一覧、確定延滞金フラグ、納期未到来フラグ、総所得上限、総所得下限、要出張フラグ、賦課年度、都道府県コード、青色申告区分一覧

付箋

リンク番号、付箋内容コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、登録日、終了日、色コード、設定者ID

グループ管理

グループ連番、リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、除外フラグ

グループ管理内訳

グループ連番、リンク番号、収納連番、延滞金、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、督促手数料、納期限、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、調定額

住所履歴

リンク番号、住所、住所コード、住所外字フラグ、住所履歴連番、住所超過フラグ、号枝番、子々番、子番、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、照会印刷除外フラグ、町コード、番地番、自治省コード、行政区コード、設定日、郵便番号

関連者

リンク番号、一元区分、主従区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、関連種類コード、関連者リンク番号

勤務先

リンク番号、勤務先リンク番号、勤務先入力区分、勤務先連番、対象課税終了年度、対象課税開始年度、就職日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、退職日

個人補足画像

イメージデータID、リンク番号、件名、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、画像用途コード、画像種類コード、記録日、記録時刻

個人名寄

リンク番号、名寄リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

戸籍

リンク番号、住所コード、入力区分、戸籍連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、本籍地、筆頭者名、自治省コード、調査日、郵便番号

口座

ホスト通知書番号、リンク番号、口座名義人カナ、口座番号、口座連番、支店コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、科目、納付種類コード、納税組合コード、終了日、金融機関コード、開始日、預金種別コード

連絡先

リンク番号、使用区分、備考、優先順位、入力区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、連絡先コード、連絡先内容、連絡先名、連絡先種類コード、連絡先連番

帳票発行制限

リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、発行制限区分、発行機能コード

送付先

ホスト通知書番号、リンク番号、住所、住所コード、住所外字フラグ、住所超過フラグ、入力区分、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、有効フラグ、科目、設定日、送付先リンク番号、送付先区分、送付先名、送付先名カナ、送付先外字フラグ、送付先超過フラグ、送付先連番、郵便番号

滞納個人

リンク番号、主担当者コード、主担当者変更事由、入力区分、出張担当フラグ、出張担当者コード、出張担当者変更事由、副担当者コード、副担当者変更事由、地図区分、地図巻コード、地図年度、地図番号、地図頁、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、死亡日、注意事項コード、滞納事由、特記メモ、特記事項、生保廃止日、生保開始日、職業コード、返戻フラグ

滞納個人補足

リンク番号、数値1、数値2、数値3、数値4、数値5、文字1、文字2、文字3、文字4、文字5、文字6、文字7、文字8、文字9、文字10、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、日本語1、日本語2、日本語3、日本語4、日本語5、時刻、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

滞納区分

リンク番号、入力区分、前回入力区分、前回基準日、前回期限、前回滞納区分、前回設定日、基準日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期限、滞納区分、滞納科目コード1、滞納科目コード2、滞納科目コード3、滞納科目コード4、滞納科目コード5、滞納科目コード6、滞納科目コード7、滞納科目コード8、滞納科目コード9、滞納科目コード10、滞納科目コード11、滞納科目コード12、滞納科目コード13、滞納科目コード14、滞納科目コード15、滞納金額、特別事由、特別区分、確定延滞金、設定日

約束

リンク番号、予定金額、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、機能処理番号、機能種類コード、約束内容コード、約束履行有無、約束日、約束時刻、約束連番

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

優先宛名

リンク番号、住所、住所超過フラグ、入力区分、宛名、宛名カナ、宛名超過フラグ、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、郵便番号

前回検索

リンク番号、担当者ID、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、検索日、検索時刻

分納口振ワーク

リンク番号、分納連番、口座名義人カナ、口座番号、口振引落日、口振登録連番、回数、担当者コード、担当者名、支店コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、納付予定額、金融機関コード、除外フラグ、預金種別コード

宛名情報取込

ホスト住民区分、ホスト処理日、リンク番号、世帯番号、住所、住所コード、住所外字フラグ、住所超過フラグ、住民区分、入力区分、処理済フラグ、削除フラグ、号枝番、名称清音カナ、国籍コード、外国人名カナ、外国人本名、子々番、子番、宛名、宛名カナ、宛名外字フラグ、宛名超過フラグ、性別コード、担当割地区コード、拠点コード、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、死亡日、消除事由、消除日、生年月日、町コード、番地番、異動事由、異動日、登録事由、登録日、続柄コード、自治省コード、行NO、行政区コード、通称名、通称名カナ、郵便番号、DV区分

分納誓約解除

リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、確認済フラグ

分納制約取込

ホスト処理日、リンク番号、一回分金額、一括送付回数、備考、備考コード、処理済フラグ、分納入金額、分納取消日、分納回数、分納対象区分、分納連番、分納開始年月、削除フラグ、加算月A、加算月B、加算開始年A、加算開始年B、加算額A、加算額B、口座名義人カナ、口座番号、完納日、対応コード、延滞金区分、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、担当者コード、担当者名、支店コード、日付区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、月間隔、本日入金額、消込区分、現誓約フラグ、督促フラグ、端数処理区分、管理番号、約束管理フラグ、納付予定日、納付約束時刻、行NO、計算方法区分、誓約日、金融機関コード、預金種別コード

分納内訳取込

ホスト処理日、リンク番号、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、処理済フラグ、分納連番、削除フラグ、収納連番、回数、変更後分納連番、履行区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、発行回数、発行日、納付予定日、納付合計額、納付延滞金、納付書番号、納付督促手数料、納付額、納付額1、納付額2、納付額3、累計納付額、行NO

法定納期限等取込

ホスト処理日、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、法定納期限等、当年度、科目、行NO、賦課年度、通知書番号

外部 時効管理前回連携

リンク番号、催告延長期限、入力区分、収納連番、執行停止時効完成日、執行停止時効起算日、時効完成日、時効起算日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

時効再計算

リンク番号、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

時効管理履歴(収納履歴取込) ワーク01

リンク番号、収納履歴連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、相当年度、科目、賦課年度、通知書番号、領収日

時効管理履歴(収納履歴取込) ワーク02

リンク番号、収納履歴連番、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、領収日

時効適用連携

リンク番号、事業年度終了日、事業年度開始日、入力リンク番号、処分処理区分、処分年度、処分日、処分番号、処分種類コード、処分詳細コード、処理対象フラグ、執行区分、変更納期限、時効区分、時効番号、更新ユーザID、更新区分、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、期間終了日、期間開始日、申告区分、相当年度、科目、納付書番号、解除日、調定区分、賦課年度、連携更新日、連携更新時刻

時効適用連携前回ワーク

リンク番号、事業年度終了日、事業年度開始日、入力リンク番号、処分処理区分、処分年度、処分日、処分番号、処分種類コード、処分詳細コード、処理対象フラグ、執行区分、変更納期限、時効区分、時効番号、更新ユーザID、更新区分、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、期間終了日、期間開始日、申告区分、相当年度、科目、納付書番号、解除日、調定区分、賦課年度、連携更新日、連携更新時刻

欠損確定取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、欠損事由、欠損督促手数料、欠損確定延滞金、欠損確定日、欠損種類コード、欠損額、相当年度、科目、行NO、賦課年度、通知書番号

欠損予定取込

ホスト処理日、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、執行停止連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、行NO、起案日

欠損予定期別内訳取込

ホスト処理日、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、収納連番、執行停止連番、変更後執行停止連番、延滞金、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、督促手数料、納期限、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、行NO、調定額

勤務先取込

ホスト処理日、リンク番号、事業種目コード、住所、住所コード、処理済フラグ、削除フラグ、勤務先リンク番号、勤務先入力区分、対象課税終了年度、対象課税開始年度、就職日、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、法人名、法人名カナ、行NO、退職日、郵便番号

国保賦課取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、前回年額、国保番号、均等割軽減金額、均等割額、平等割軽減金額、平等割額、年金特徴期別金額1、年金特徴期別金額2、年金特徴期別金額3、年金特徴期別金額4、年金特徴期別金額5、年金特徴期別金額6、年額、所得割基準額、所得割軽減金額、所得割額、普徴期別金額1、普徴期別金額2、普徴期別金額3、普徴期別金額4、普徴期別金額5、普徴期別金額6、普徴期別金額7、普徴期別金額8、普徴期別金額9、普徴期別金額10、普徴期別金額11、普徴期別金額12、普徴期別金額13、普徴期別金額14、普徴期別金額15、普徴期別金額16、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正事由、更正日、減免額、相当年度、行NO、資産割基準額、資産割額、賦課年度、賦課種類、通知書番号、限度超過額

国保世帯取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、保険証交付区分、保険証交付日、保険証有効期限、処理済フラグ、削除フラグ、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、減免区分、相当年度、総所得世帯合計、総所得世帯合計符号、行NO、被保険者数、賦課年度、軽減区分、通知書番号

国保資格取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、世帯主リンク番号、介護取得事由、介護取得届出日、介護取得日、介護喪失事由、介護喪失届出日、介護喪失日、介護月別資格区分、介護資格区分、介護4月1日資格区分、処理済フラグ、削除フラグ、国保取得事由、国保取得届出日、国保取得日、国保喪失事由、国保喪失届出日、国保喪失日、国保月別資格区分、国保番号、国保資格区分、国保4月1日資格区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、相当年度、行NO、賦課年度、退職取得事由、退職取得届出日、退職取得日、退職喪失事由、退職喪失届出日、退職喪失日、退職月別資格区分、退職資格区分、退職4月1日資格区分、通知書番号

国保資格履歴取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、取得事由、取得届出日、取得日、喪失事由、喪失届出日、喪失日、国保番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、異動事由、異動届出日、異動日、相当年度、行NO、詳細連番、資格区分、資格種類コード、賦課年度、通知書番号

国保所得控除取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、世帯リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、国保番号、所得控除コード1、所得控除コード2、所得控除コード3、所得控除コード4、所得控除コード5、所得控除コード6、所得控除コード7、所得控除コード8、所得控除コード9、所得控除コード10、所得控除コード11、所得控除コード12、所得控除コード13、所得控除コード14、所得控除コード15、所得控除コード16、所得控除コード17、所得控除コード18、所得控除コード19、所得控除コード20、所得控除符号1、所得控除符号2、所得控除符号3、所得控除符号4、所得控除符号5、所得控除符号6、所得控除符号7、所得控除符号8、所得控除符号9、所得控除符号10、所得控除符号11、所得控除符号12、所得控除符号13、所得控除符号14、所得控除符号15、所得控除符号16、所得控除符号17、所得控除符号18、所得控除符号19、所得控除符号20、所得控除超過フラグ、所得控除金額1、所得控除金額2、所得控除金額3、所得控除金額4、所得控除金額5、所得控除金額6、所得控除金額7、所得控除金額8、所得控除金額9、所得控除金額10、所得控除金額11、所得控除金額12、所得控除金額13、所得控除金額14、所得控除金額15、所得控除金額16、所得控除金額17、所得控除金額18、所得控除金額19、所得控除金額20、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、更正日、申告有無、相当年度、行NO、賦課年度、通知書番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国保証交付取込

ホスト処理日、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、国保番号、国保証交付区分、国保証交付日、国保証受渡日、国保証回収日、国保証有効期限、履歴番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、行NO

口座情報取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、口座名義人カナ、口座番号、支店コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、税目、納付種類コード、納税組合コード、終了日、行NO、金融機関コード、開始日、預金種別コード

番号索引取込

ホスト処理日、リンク番号、付帯情報1、付帯情報2、処理済フラグ、削除フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最新フラグ、検索番号、検索種別、行NO

連絡先取込

ホスト処理日、リンク番号、備考、優先順位、処理済フラグ、削除フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、行NO、連絡先コード、連絡先内容、連絡先名、連絡先種類コード

生活保護取込

ケース番号、ホスト処理日、リンク番号、人数、処理済フラグ、削除フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、生保廃止日、生保開始日、行NO

収納情報取込

コンビニバーコード、ホスト処理日、ホスト完納フラグ、ホスト申告区分、ホスト科目、ホスト通知書番号、リンク番号、入力区分、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、内数種類コード4、内数種類コード5、内数種類コード6、内数種類コード7、内数種類コード8、内数種類コード9、内数種類コード10、処理済フラグ、削除フラグ、口座不能フラグ、完納フラグ、延滞金起算日、文字1、文字2、日本語1、日本語2、更新ユーザID、更新日時、新画面ID、更新端末名、最終収納日、最終領収日、期、申告区分、相当年度、督促手数料、督促状指定納期限、督促発送期限、確定延滞金、確定延滞金有無、科目、納期限、累計収納額、累計収納額内数1、累計収納額内数2、累計収納額内数3、累計収納額内数4、累計収納額内数5、累計収納額内数6、累計収納額内数7、累計収納額内数8、累計収納額内数9、累計収納額内数10、累計延滞金、累計督促手数料、行NO、調定額、調定額内数1、調定額内数2、調定額内数3、調定額内数4、調定額内数5、調定額内数6、調定額内数7、調定額内数8、調定額内数9、調定額内数10、資格番号、賦課年度、賦課拠点コード、通知書番号

収納補足取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、収納連番、数値1、数値2、数値3、数値4、数値5、文字1、文字2、文字3、文字4、文字5、文字6、文字7、文字8、文字9、文字10、日本語1、日本語2、日本語3、日本語4、日本語5、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、相当年度、科目、行NO、賦課年度

収納履歴情報取込

データ区分、ホスト処理日、リンク番号、入力区分、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、内数種類コード4、内数種類コード5、内数種類コード6、内数種類コード7、内数種類コード8、内数種類コード9、内数種類コード10、処理拠点コード、処理済フラグ、削除フラグ、収納履歴連番、収納延滞金、収納方法コード、収納日、収納督促手数料、収納連番、収納額、収納額内数1、収納額内数2、収納額内数3、収納額内数4、収納額内数5、収納額内数6、収納額内数7、収納額内数8、収納額内数9、収納額内数10、支店コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、相当年度、科目、納税組合コード、行NO、賦課年度、通知書番号、金融機関コード、領収日

収納適用情報連携ワーク

データ作成フラグ、リンク番号、取消フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、機能種類コード、登録日、登録時刻、相当年度、科目、賦課年度、通知書番号、適用区分、適用情報連番、適用終了日、適用設定日、適用開始日

送付先情報取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、住所、住所コード、住所外字フラグ、住所超過フラグ、入力区分、処理済フラグ、削除フラグ、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、有効フラグ、科目、行NO、設定日、送付先リンク番号、送付先区分、送付先名、送付先名カナ、送付先外字フラグ、送付先超過フラグ、郵便番号

速報取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、発行年度、相当年度、科目、納付延滞金、納付書番号、納付書番号内連番、納付督促手数料、納付金額、行NO、賦課年度、速報データ区分、領収日、領収時刻

滞納者異動WK

リンク番号、宛名変更区分、新住所、新方書、新町コード、旧住所、旧担当者コード、旧方書、旧町コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、死亡日

督促催告発送取込

ホスト処理日、ホスト通知書番号、リンク番号、作成日、処理済フラグ、削除フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、消込日、発送予定日、発送内容コード、発送種類コード、相当年度、科目、経過記録連番、行NO、賦課年度、通知書番号

個人住民税処理対象

リンク番号、抽出処理セッションID、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

リアル取込・宛名

ホスト処理日、リンク番号、処理済フラグ、削除フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、行NO、金融機関コード、開始日、預金種別コード

小スト住民区分、リンク番号、世帯番号、住所、住所コード、住所外字ノック、住所超過ノック、住民区分、入力区分、削除ノック、号数番、名称清音カナ、国籍コード、外国人名カナ、外国人本名、子々番、子番、完了フラグ、宛名、宛名カナ、宛名外字フラグ、宛名超過フラグ、性別コード、担当割地区コード、拠点コード、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、死亡日、消除事由、消除日、生年月日、町コード、番地番、異動事由、異動日、登録事由、登録日、続柄コード、自治省コード、行政区コード、行番号、通称名、通称名カナ、郵便番号、DV区分

リアル取込・収納

コンビニバーコード、ホスト完納フラグ、ホスト申告区分、ホスト科目、ホスト通知書番号、リンク番号、入力区分、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、内数種類コード4、内数種類コード5、内数種類コード6、内数種類コード7、内数種類コード8、内数種類コード9、内数種類コード10、削除フラグ、収納連番、口座不能フラグ、完了フラグ、完納フラグ、延滞金起算日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最終収納日、最終領収日、期、申告区分、相当年度、督促手数料、督促状指定納期限、督促発送期限、確定延滞金、確定延滞金有無、科目、納期限、累計収納額、累計収納額内数1、累計収納額内数2、累計収納額内数3、累計収納額内数4、累計収納額内数5、累計収納額内数6、累計収納額内数7、累計収納額内数8、累計収納額内数9、累計収納額内数10、累計延滞金、累計督促手数料、行番号、調定額、調定額内数1、調定額内数2、調定額内数3、調定額内数4、調定額内数5、調定額内数6、調定額内数7、調定額内数8、調定額内数9、調定額内数10、資格番号、賦課年度、賦課拠点コード、通知書番号

リアル取込・収納補足

ホスト通知書番号、リンク番号、入力区分、削除フラグ、完了フラグ、数値1、数値2、数値3、数値4、数値5、文字1、文字2、文字3、文字4、文字5、文字6、文字7、文字8、文字9、文字10、日本語1、日本語2、日本語3、日本語4、日本語5、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、相当年度、科目、行番号、賦課年度

リアル取込・収納履歴情報

データ区分、リンク番号、入力区分、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、内数種類コード4、内数種類コード5、内数種類コード6、内数種類コード7、内数種類コード8、内数種類コード9、内数種類コード10、処理拠点コード、収納履歴連番、収納延滞金、収納方法コード、収納日、収納督促手数料、収納連番、収納額、収納額内数1、収納額内数2、収納額内数3、収納額内数4、収納額内数5、収納額内数6、収納額内数7、収納額内数8、収納額内数9、収納額内数10、完了フラグ、支店コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、相当年度、科目、納税組合コード、行番号、賦課年度、通知書番号、金融機関コード、領収日

リアル取込・対象

リンク番号、完了フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

リアル取込・対象(名寄元先)

リンク番号、完了フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

分納明細ワーク

セッションID、ホスト通知書番号、リンク番号、催告停止フラグ、内訳連番、分納連番、収納延滞金、収納督促手数料、収納連番、納額、回数、執行停止フラグ、履行区分、当初回数、時効フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、欠損フラグ、当年度、科目、科目表示順序、納付予定日、納付延滞金、納付督促手数料、納付額、表示月期、賦課年度、通知書番号

未納明細ワーク

セッションID、ソート順序、ホスト通知書番号、リンク番号、交付フラグ、停止種類コード、備考、催告停止フラグ、催告延長期限、先処分種類コード、優先決裁日、処理年度、分納フラグ、参加差押フラグ、収納連番、受託フラグ、執停滞納フラグ、執行停止フラグ、行停止時効完成日、変更後納期限、完納フラグ、差押フラグ、延滞金減免フラグ、時効フラグ、時効完成日、時効滞納フラグ、時効状況、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、最終収納日、最終領収日、月期、有効フラグ、期、期別区分、期別表示順序、未到来フラグ、欠損フラグ、欠損事由、欠損確定日、欠損種類コード、法定納期限等、法定納期限等設定フラグ、予フラグ、相当年度、督促フラグ、督促停止フラグ、督促手数料、督促状指定納期限、督促未納表示フラグ、確定延滞金、確定延滞金有無、科目、科目表示順序、納期限、納期限変更フラグ、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、終了日、行スタイル、表示延滞金、表示月期、表示未納合計額、表示未納額、表示滞納合計額、表示滞納額、表示督促手数料、表示確定延滞金、表示納期未到来、表示納期限、表示調定額、表示賦課延滞金、設定日、調定額、賦課年度、通知書番号、速報フラグ、開始日

納付書郵便振書ワーク

リンク番号、内訳連番、分納連番、収納連番、帳票ID、延滞金計算日、当初回数、更新ユーザID、更新日時、画面ID、更新端末名、最大回数、正式表示月期、相当年度、科目、納付予定日、納付合計額、納付書郵便振書連番、終了回、賦課年度、開始回、順序1、順序2、順序3

一括催告書明細ワーク

ホスト通知書番号、リンク番号、備考、収納連番、変更後納期限、対象者連番、抽出処理連番、明細区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、法定納期限等、相当年度、確定延滞金有無、科目、納期限、表示延滞金1、表示延滞金2、表示延滞金3、表示月期、表示未納額、表示滞納額、表示督促料、表示確定延滞金、表示納期限、賦課年度、通知書番号、順序

一括催告書明細テンポラリ

ホスト通知書番号、リンク番号、備考、収納連番、変更後納期限、対象者連番、抽出処理連番、明細区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、法定納期限等、相当年度、確定延滞金有無、科目、納期限、表示延滞金1、表示延滞金2、表示延滞金3、表示月期、表示未納額、表示滞納額、表示督促料、表示確定延滞金、表示納期限、賦課年度、通知書番号、順序

外部_延滞金減免番号_01

ホスト減免番号、リンク番号、延滞金減免連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

外部_処分情報連携_02

データ作成フラグ、リンク番号、不納欠損フラグ、事件番号、事件番号区分、事件番号年度、事由発生日、内容、処分コード、処分延滞金、処分状態、処分督促手数料、処分種類、処分調定額、収納連番、取消日、取消理由、執行停止要件コード、執行機関番号、変更後納期限、差押日、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、時効事由、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法定納期限等、消込区分、減免区分、猶予事由、督促フラグ、終了日、調書番号、財産種類、起案日、開始日

外部_処分連携前回ワーク_02

データ作成フラグ、リンク番号、不納欠損フラグ、事件番号、事件番号区分、事件番号年度、事由発生日、内容、処分コード、処分延滞金、処分状態、処分督促手数料、処分種類、処分調定額、収納連番、取消日、取消理由、執行停止要件コード、執行機関番号、変更後納期限、差押日、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、時効事由、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法定納期限等、消込区分、減免区分、猶予事由、督促フラグ、終了日、調書番号、財産種類、起案日、開始日

集合徴収取込

ホスト処理日、リンク番号、固定該当区分、国保税該当区分、普徴該当区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、相当年度、行NO、賦課年度、通知書番号

担当区分ワーク

リンク番号、担当区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

分納誓約移行

リンク番号、一回分金額、一括送付回数、備考、備考コード、処理拠点コード、分納入金額、分納取消日、分納回数、分納対象区分、分納連番、分納開始年月、加算月A、加算月B、加算開始年A、加算開始年B、加算額A、加算額B、口座名義人カナ、口座番号、完納日、対応コード、延滞金区分、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、担当者コード、担当者名、支店コード、日付区分、月間隔、本日入金額、消込区分、現誓約フラグ、督促フラグ、端数処理区分、管理番号、約束管理フラグ、納付予定日、納付約束時刻、計算方法区分、誓約日、金融機関コード、預金種別コード

分納内訳移行

ホスト通知書番号、リンク番号、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、内訳連番、分納連番、回数、履行区分、期、発行回数、発行日、相当年度、科目、納付予定日、納付合計額、納付延滞金、納付書番号、納付督促手数料、納付額、納付額1、納付額2、納付額3、累計納付額、賦課年度

延滞金減免移行

リンク番号、作成機能区分、処分連番、処理拠点コード、延滞金減免連番、文書番号、文書番号年、機能種類コード、決裁事項内容、決裁日、決裁減免区分、減免申請理由内容、減免終了日、減免開始日、申請日、申請減免区分、調査日

付箋移行

リンク番号、付箋内容コード、登録日、色コード

時効管理履歴移行

ホスト通知書番号、リンク番号、事由発生日、入力区分、処分連番、時効事由、時効履歴連番、期、機能種類コード、相当年度、科目、賦課年度

納付受託内訳移行

ホスト通知書番号、リンク番号、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、内訳連番、支払期日、期、相当年度、科目、納付受託連番、納付合計額、納付延滞金、納付書番号、納付督促手数料、納付額、納付額1、納付額2、納付額3、納期限、賦課年度

処分充当内訳移行

ホスト通知書番号、リンク番号、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、内訳連番、処分連番、延滞金、期、相当年度、督促手数料、科目、納付額1、納付額2、納付額3、納期限、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、調定額、賦課年度

関連者移行

リンク番号、一元区分、主従区分、関連種類コード、関連者リンク番号

経過記録移行

リンク番号、交渉結果コード、処理拠点コード、場所コード、帳票公示送達日、帳票公示送達状況コード、帳票再転送日、帳票回答有無、帳票延滞金計算日、帳票発送日、帳票種類コード、帳票調査日、帳票返戻日、帳票返戻解除日、担当者コード、担当者名、接触フラグ、相手コード、経過内容、経過内容コード、経過種別コード、経過記録連番、記録日、記録時刻、記録詳細、重要表示フラグ

欠損確定移行

ホスト通知書番号、リンク番号、期、欠損事由、欠損督促手数料、欠損確定日、欠損種類コード、欠損調定額、相当年度、確定延滞金、科目、賦課年度

期別指示移行

ホスト通知書番号、リンク番号、修正延滞金、修正督促手数料、修正調定額、修正調定額1、修正調定額2、修正調定額3、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、延滞金、指示順序、期、機能処理番号、機能種類コード、相当年度、督促手数料、科目、納期限、累計収納額、累計収納額1、累計収納額2、累計収納額3、累計延滞金、累計督促手数料、調定額、調定額1、調定額2、調定額3、賦課年度

期別内訳移行

ホスト通知書番号、リンク番号、内数種類コード1、内数種類コード2、内数種類コード3、延滞金、期、機能処理番号、機能種類コード、相当年度、督促手数料、科目、納期限、累計収納額、累計収納額1、累計収納額2、累計収納額3、累計延滞金、累計督促手数料、調定額、調定額1、調定額2、調定額3、賦課年度

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

納付受託移行

リンク番号、処理拠点コード、券面金額、取立費用額、受託日、完了日、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、担当者コード、担当者名、出入名、振出地、振出日、支払人名、支払地、支払期日、決裁日、消込区分、督促フラグ、納付受託連番、記号番号、証券種類コード

納期限変更移行

リンク番号、備考、処理拠点コード、変更後時刻、変更後納期限、文書番号、文書番号年、決裁日、発行日、納期限変更連番、起案日

連絡先移行

リンク番号、使用区分、備考、優先順位、入力区分、連絡先コード、連絡先内容、連絡先名、連絡先種類コード、連絡先連番

執行停止移行

リンク番号、代表者名、住基登録区分、住所、住所コード、処理拠点コード、勤務先名、取消事由、名称、名称カナ、執行停止理由、執行停止要件コード、執行停止解除理由、執行停止連番、文書番号、文書番号年、方書、決裁日、法人登記有無、照会先自治体コード、年月日、解除日、起案日、転出先住基有無、転出先住所、転出先方書、転出先除票日、転出先除票理由コード、郵便番号、除票日、票理由コード、電話番号

処分移行

リンク番号、事件番号、事件番号区分、事件番号年度、住所、住所コード、備考、処分リンク番号、処分種類コード、処分連番、処理拠点コード、受付日、受付番号、受付番号区分、名称、名称カナ、執行機関番号、差押日、文書番号、文書番号年、方書、決裁日、法務局番号、破産手続開始日、破産管財人番号、職氏名番号、解除処分連番、解除区分、解除日、解除理由、解除理由内容、財産種類コード、起案日、郵便番号

処分充当移行

リンク番号、備考、処分連番、受入金額、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、文書番号、文書番号年、残余金、残余金計算値、決裁日、消込区分、督促フラグ、種目内容、起案日

滞納個人移行

リンク番号、滞納事由、特記メモ、特記事項

督促催告停止移行

リンク番号、停止種類コード、督促停止連番、終了日、設定日、開始日

猶予移行

リンク番号、処理拠点コード、担保提供コード、担保提供内容、担保種類コード、文書番号、文書番号年、決裁日、猶予事由、猶予種類コード、猶予連番、申請日、終了日、許可区分、起案日、開始日

財産移行

リンク番号、公売区分、詳細区分、調査日、財産種類コード、財産管理区分、財産連番、配当見込区分

財産電話加入権移行

リンク番号、原簿閲覧日、設置場所、財産連番、電話番号

財産動産移行

リンク番号、財産内容、財産連番

財産不動産移行

リンク番号、財産内容、財産連番

財産自動車移行

リンク番号、財産内容、財産連番

財産権利者移行

リンク番号、住所コード、備考、債務者住所、債務者名、債務者郵便番号、債権額、取扱店名、権利者区分、権利者番号、種別コード、種別内容、設定日、財産連番

財産無体財産移行

リンク番号、履行期限コード、履行期限内容、第三債務者住所、第三債務者住所コード、第三債務者名、第三債務者郵便番号、財産内容、財産連番、送付先住所、送付先住所コード、送付先名、送付先郵便番号

財産債権移行

リンク番号、履行期限コード、履行期限内容、第三債務者住所、第三債務者住所コード、第三債務者名、第三債務者郵便番号、財産内容、財産連番、送付先住所、送付先住所コード、送付先名、送付先郵便番号

COKAS-i用督促発送情報

U__ホスト通知書番号、U__リンク番号、U__予備1、U__予備2、U__予備3、U__予備4、U__予備5、U__作成日、U__削除フラグ、U__期、U__消込日、U__発送予定日、U__発送内容コード、U__発送種類コード、U__相当年度、U__科目、U__賦課年度

U__COKAS-i用督促発送情報(全件セーブ)

U__ホスト通知書番号、U__リンク番号、U__予備1、U__予備2、U__予備3、U__予備4、U__予備5、U__作成日、U__削除フラグ、U__期、U__消込日、U__発送予定日、U__発送内容コード、U__発送種類コード、U__相当年度、U__科目、U__賦課年度

U__COKAS-i用督促発送情報(シंक取込分セーブ)

U__ホスト通知書番号、U__リンク番号、U__予備1、U__予備2、U__予備3、U__予備4、U__予備5、U__作成日、U__削除フラグ、U__期、U__消込日、U__発送予定日、U__発送内容コード、U__発送種類コード、U__相当年度、U__科目、U__賦課年度

|

|

リスク対策 (7. を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (5) 滞納整理ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納情報の基となるデータは、目的とする住民基本台帳情報、保険料情報に限定している。 ・ 財産調査等の実施に当たっては、非対象者の出力ができない。 ・ その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市セキュリティポリシーに準ずる。 |
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[特に力を入れている]</div> <div style="text-align: right;"> <p>< 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
| 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出内容や本人確認書類 (身分証明等) の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・ システム利用ユーザ (職員) を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 | |

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | < 滞納整理システム(宛名管理機能)における措置 > ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。 < 滞納整理システムにおける措置 > ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、滞納整理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・滞納整理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 |
|--------------|--|

| | |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|--|

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

| | |
|----------|--|
| ユーザ認証の管理 | [行っている] < 選択肢 > 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | < 滞納整理システムにおける措置 > ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 |

| | |
|-----------|--|
| その他の措置の内容 | ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・滞納整理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。 |
|-----------|--|

| | |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|--|

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| |
|--|
| ・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。 |
|--|

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

| | |
|--|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定し、誓約書を徴収している。 ・目的外利用、第三者への提供・閲覧、複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [特に力を入れて行っている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ・業務従事者には、情報管理者が研修を実施している。 ・定期的に、業務従事者のアクセスログを確認し、目的外使用のないことを確認している。 | |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | |
|---------------------|--|---|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [<input type="checkbox"/> 定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 依頼書で特定個人情報の目的を明確にさせ、目的外の利用を禁止している。 | |
| その他の措置の内容 | 総括管理する部署でアクセス権限を制御しているため、権限のない職員が独自で使うことがないよう制限している。 | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|--|---|---|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | | | |

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|--|--|---|
| <p>事故発生時手順の策定・周知</p> | <p>[特に力を入れて行っている]</p> | <p>< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| <p>過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> | <p>[発生なし]</p> | <p>< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
| <p>その内容</p> | <p>-</p> | |
| <p>再発防止策の内容</p> | <p>-</p> | |
| <p>その他の措置の内容</p> | <p>< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 > ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 > 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 [第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置 > 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド</p> | |

| | |
|--|--|
| | <p>サービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置 > 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける措置 > データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | |

| | |
|--|---|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| < ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 収納情報ファイル 個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

項目名

1 宛名番号、2 市区町村識別CD、3 課料年度、4 相当年度、5 通知書番号、6 徴収区分、7 期別CD、8 期別区分、9 会計年度、10 欠損時会計年度、11 共有宛名番号、12 管轄CD、13 カナ区分、14 標識連番、15 車種CD、16 国保番号、17 被保険者番号、18 調定額、19 調定額内訳、20 確定延滞金、21 確定延滞金設定日、22 調定督促手数料、23 調定報奨金前、24 調定報奨金後、25 事業年度自、26 事業年度至、27 延長月数、28 申告日、29 申告区分、30 申告期限、31 納付額、32 納付額内訳、33 納付延滞金、34 納付督促手数料、35 交付報奨金、36 退職所得額、37 納付加算金、38 納付過少申告加算金、39 納付不申告加算金、40 納付重加算金、41 還付加算金、42 領収日、43 収入日、44 納期限、45 変更前納期限、46 法定納期限、47 繰上徴収日、48 未還付本料、49 未還付本料内訳、50 未還付延滞金、51 未還付督促手数料、52 未還付退職所得額、53 未還付加算金、54 未還付過少申告加算金、55 未還付不申告加算金、56 未還付重加算金、57 還付済本料、58 還付済本料内訳、59 還付済延滞金、60 還付済督促手数料、61 還付済退職所得額、62 還付済加算金、63 還付済過少申告加算金、64 還付済不申告加算金、65 還付済重加算金、66 還付有無区分、67 充当有無区分、68 更正連番、69 納付連番、70 調定基準日、71 当初納通発付日、72 納通発付日、73 税額更生日、74 督促発付日、75 時効中断日、76 処分事由CD、77 時効予定日、78 納付手段CD、79 組合番号、80 督促出力有無区分、81 督促停止区分、82 確定延滞変更有無区分、83 納期特例有無区分、84 集合徴収有無区分、85 国保擬制世帯有無区分、86 国保主2該当有無区分、87 収納料額更正有無区分、88 当初調定額、89 当初調定額内訳、90 当初確定延滞金、91 当初調定督促手数料、92 繰越納付額、93 繰越納付額内訳、94 繰越納付延滞金、95 繰越納付督促手数料、96 繰越納付加算金、97 繰越納付少申告加算金、98 繰越納付不申告加算金、99 繰越納付重加算金、100 滞納引継有無区分、101 不納欠損有無区分、102 執行停止有無区分、103 差押有無区分、104 参加差押有無区分、105 交付要求有無区分、106 分納誓約有無区分、107 納付誓約有無区分、108 納付委託有無区分、109 納付約束有無区分、110 延滞金免除有無区分、111 徴収猶予有無区分、112 換価猶予有無区分、113 消滅区分CD、114 催告発付日、115 催告回数、116 催告停止区分、117 催告パターン、118 催告連番、119 執行停止該当条項区分、120 執行停止要件CD、121 執行停止年月日、122 執行停止本料額、123 執行停止内訳、124 執行停止延滞金、125 執行停止督促手数料、126 欠損該当条項区分、127 欠損年月日、128 時効完成日、129 欠損本料額、130 欠損内訳、131 欠損延滞金、132 欠損督促手数料、133 引継年月日、134 完結区分、135 完結年月日、136 旧市区町村識別CD、137 更新日、138 更新時刻、139 公金受取口座情報

特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| (6) 宛名管理ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ファイルの種類 | [システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 | 国民健康保険に加入する者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員 |
| その必要性 | 国民健康保険法に基づき、国民健康保険の事務を適正に実施するため。 |
| 記録される項目 | [100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (口座情報、送付先情報、公金受取口座情報) |
| その妥当性 | <p>個人番号: 国民健康保険に加入している者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員の個人を正確に特定し、公平・公正に事務を実施するために保有する。</p> <p>その他識別情報(内部番号): 宛名番号を保有する。</p> <p>4情報: 国民健康保険料の資格、賦課、徴収及び給付に係る送付先等を把握し、管理するために保有する。</p> <p>連絡先: 国民健康保険料の賦課徴収のための連絡手段として保有する。</p> <p>その他住民票関係情報: 納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するため保有する。</p> <p>その他(口座情報、送付先情報): 国民健康保険料の引き落とし口座の把握や通知の送付先を設定、管理等をするために保有する。</p> <p>公金受取口座情報: 支給先の口座情報を把握するために保有する</p> |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| 保有開始日 | 平成27年10月5日 |
| 事務担当部署 | 国保年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|---|
| 入手元 | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、介護保険課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| 使用目的 | 個人番号、その他識別番号を使用し、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付事務を行うため。 | |
| 使用の主体 | 使用部署 | 国保年金課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 使用方法 | 国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付事務の対象となる者の住民基本情報(氏名・住所・生年月日・性別等)を宛名管理システムから連携して適正に事務を執行する。 | |
| 情報の突合 | 国民健康保険の資格、賦課、徴収及び給付のために、個人番号及びその他識別番号を使用し、名寄せを実施する。 | |
| 使用開始日 | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | 宛名管理システムの運用保守委託 | |
| 委託内容 | 宛名管理システムの運用保守委託 | |
| 委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| 委託先名 | 日本電気株式会社 | |
| 再委託 | 再委託の有無 | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | 再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。 |
| | 再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |

委託事項11 ~ 15

委託事項16 ~ 20

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | |
| 法令上の根拠 | |
| 提供先における用途 | |
| 提供する情報 | |
| 提供する情報の対象となる本人の数 | [] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | |
| 法令上の根拠 | |
| 移転先における用途 | |
| 移転する情報 | |
| 移転する情報の対象となる本人の数 | [] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| 移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| 時期・頻度 | |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

<厚木市における措置>

- ・当市では宛名管理ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。
- ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

- なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 - ・日本国内でデータを保管している。

特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。
- ・日本国内のデータ保管を条件としていること。

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(6) 宛名管理ファイル

項目名

1 宛名番号、2 個人法人区分、3 照会キー、4 履歴番号、5 住民種別CD、6 住記外国人住民状態CD、7 住民状態CD、8 世帯番号、9 世帯主氏名、10 世帯主氏名カナ、11 住記外国人続柄CD、12 続柄CD、13 混合世帯番号、14 混合世帯続柄CD、15 住所_住所区分、16 住所_自治省CD、17 住所_全国大字CD、18 住所_区CD、19 住所_大字CD、20 住所_番地CD、21 住所_枝CD、22 住所_方書CD、23 住所_住所名、24 住所_方書名、25 住所_郵便番号、26 住所_行政区、27 氏名法人名称、28 支店名称、29 部署名称、30 氏名法人名称カナ、31 支店名称カナ、32 部署名称カナ、33 外国人漢字氏名、34 外国人漢字氏名カナ、35 AL氏名、36 AL氏名カナ、37 旧氏名、38 旧氏名カナ、39 通称名、40 通称名カナ、41 併記名、42 法人区分、43 法人格挿入位置区分、44 本支店区分、45 代表法人番号、46 法人整理番号、47 法人設立年月日、48 法人設立届出年月日、49 法人廃止年月日、50 法人廃止届出年月日、51 特徴事業所該当区分、52 特徴指定番号、53 代表特徴法人番号、54 特徴納期特例区分、55 特徴徴収区分、56 特徴納入書区分、57 指定事業者CD、58 生年月日、59 性別CD、60 住民年月日、61 住民届出年月日、62 住民事由CD、63 住定年月日、64 住定届出年月日、65 住定異動事由CD、66 住定処理区分、67 市外前住所_住所区分、68 市外前住所_自治省CD、69 市外前住所_全国大字CD、70 市外前住所_大字CD、71 市外前住所_番地CD、72 市外前住所_枝CD、73 市外前住所_方書CD、74 市外前住所_住所名、75 市外前住所_方書名、76 市外前住所_郵便番号、77 前住所_住所区分、78 前住所_自治省CD、79 前住所_全国大字CD、80 前住所_区CD、81 前住所_大字CD、82 前住所_番地CD、83 前住所_枝CD、84 前住所_方書CD、85 前住所_住所名、86 前住所_方書名、87 前住所_郵便番号、88 前住所_行政区CD、89 本籍_自治省CD、90 本籍_全国大字CD、91 本籍_大字CD、92 本籍_番地CD、93 本籍_枝CD、94 本籍_住所名、95 本籍_郵便番号、96 筆頭者、97 住な<年月日、98 日頃フラグ、99 住な<届出年月日、100 住な<事由CD、101 転出先住所_住所区分、102 転出先住所_自治省CD、103 転出先住所_全国大字CD、104 転出先住所_番地CD、105 転出先住所_枝CD、106 転出先住所_住所名、107 転出先住所_方書名、108 転出先住所_郵便番号、109 転出先住所_行政区CD、110 転出予定年月日、111 転確年月日、112 世帯区分、113 国籍CD、114 上陸年月日、115 外国人住民年月日、116 第30条45規定区分、117 在留資格CD、118 在留期間_自、119 在留期間_至、120 在留期間、121 在留期間等年、122 在留期間等月、123 在留CD等番号、124 在留CD等番号区分、125 交付年月日、126 有効期間等、127 住民票CD、128 住民票作成年月日、129 住民票作成事由CD、130 外国人登録番号、131 連絡先電話番号、132 更新区分、133 異動事由CD、134 登録年月日、135 異動年月日、136 届出年月日、137 業務処理年月日、138 発行停止区分、139 宛名区分、140 個人事業所該当区分、141 住登外世帯番号区分、142 論理削除区分、143 論理削除年月日、144 氏名半角区分、145 未作成外字フラグ、146 最初登録業務CD、147 印鑑履歴番号、148 印鑑登録有無区分、149 印鑑登録番号、150 登録番号発生連番、151 印鑑登録年月日、152 印鑑廃止年月日、153 印鑑登録事由CD、154 印鑑廃止事由CD、155 介護履歴番号、156 介護被保険者番号、157 介護資格区分、158 介護取得年月日、159 介護喪失年月日、160 介護新規認定開始日、161 介護認定期間満了日、162 国保履歴番号、163 国保番号、164 国保資格得喪区分、165 国保資格区分、166 国保取得異動年月日、167 国保取得異動事由CD、168 国保喪失異動年月日、169 国保喪失異動事由CD、170 国保退職該非区分、171 国保退職区分、172 国保退職扶養関係番号、173 国保退職該当年月日、174 国保退職該当事由CD、175 国保退職非該当年月日、176 国保退職非該当事由CD、177 国保退職本人個人番号、178 国保学遠区分、179 国保学遠解除予定日、180 国保資格証明発行区分、181 国保続柄CD、182 児童履歴番号、183 児童資格区分、184 児童開始年月、185 児童終了年月、186 就学情報、187 選挙情報、188 年金番号、189 年金種別CD、190 年金取得年月日、191 年金喪失年月日、192 年金変更年月日、193 年金得喪区分、194 年金受給区分1、195 年金受給者番号1、196 年金受給区分2、197 年金受給者番号2、198 年金受給区分3、199 年金受給者番号3、200 後期履歴番号、201 後期被保険者番号、202 後期取得事由、203 後期取得年月日、204 後期喪失事由、205 後期喪失年月日、206 後期保険者番号開始日、207 後期保険者番号終了日、208 DV支援情報、209 共有代表者宛名番号、210 共有分割CD、211 共有構成員不詳区分、212 共有外人数、213 共有備考、214 名寄先宛名番号、215 名寄せ備考、216 取得先宛名番号、217 処理年月日、218 処理時刻、219 更新者職員番号、220 制度個人番号、221 団体内統合宛名番号、222 法人番号、223 公金受取口座情報

リスク対策 (7. を除く)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (6)宛名管理ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 宛名管理ファイルの特定個人情報については、先述の各特定個人情報ファイルにおいて入手した情報と連携されるため、本項は「各特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおける「リスク対策」-「2.特定個人情報の入手」-「リスク1」の該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。 |
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[特に力を入れている]</div> <div style="margin: 0 10px;">< 選択肢 ></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div> |
| 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>システム利用ユーザ (職員) を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 |
| その他の措置の内容 | ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末を来庁者から見えない位置に置いている。
- ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。
- ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は紙断等を行っている。

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | |
|---|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
|---|-----|---|
| リスク：不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) | |
|---|--|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|---|---|
| リスク 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | |
| 事故発生時手順の策定・周知 | [特に力を入れて行っている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | - |
| 再発防止策の内容 | - |
| その他の措置の内容 | <p>< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 > ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 > 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置 > 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置 > 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームの移行の際には、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用</p> |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラを設置してサーバー設置場所への入室者を特定し、管理している。 ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理している。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 <p>< ガバメントクラウドにおける措置 > データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | |

| 8. 監査 | |
|---|--|
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [特に入力している] < 選択肢 > 1) 特に入力している 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年1回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p>< ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入道監管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> | |

開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| 請求先 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287 |
| 請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| 法令による特別の手続 | - |
| 個人情報ファイル簿への不記載等 | - |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 厚木市 市民福祉部 国保年金課 国保保険料係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2122 |
| 対応方法 | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|------------------------|---|
| 実施日 | 令和2年7月7日 |
| しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】 | |
| 方法 | |
| 実施日・期間 | |
| 主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検 【任意】 | |
| 実施日 | |
| 方法 | |
| 結果 | |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|---------------------------------|
| 平成27年6月26日 | 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託業者名 | 単年度契約のため、未定 | テンプスタッフ株式会社 神奈川営業部 | 事後 | 委託業者名の決定によるもので重要な変更にあたらない。 |
| 平成29年1月4日 | 特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳情報ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託先における取扱者数 | 10人未満 | 10人以上50人未満 | 事後 | 委託業者の取扱者数の変更によるもので、重要な変更にあたらない。 |
| 平成29年1月4日 | 特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳情報ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託先名 | 株式会社アール・オー・エスデザイン | 株式会社アイヴィジット | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更にあたらない。 |
| 平成29年4月1日 | 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 厚木市 総務部文書法制課情報公開係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2287 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287 | 事後 | 機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | 特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託先名 | テンプスタッフ株式会社 神奈川営業部 | 単年度契約のため、未定 | 事後 | 委託業者の契約終了によるもので、重要な変更にあたらない。 |
| 平成29年4月1日 | 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 厚木市 市民健康部国保年金課 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号 046-225-2120、2122、2123 | 厚木市 市民健康部 国保年金課 国保保険料係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2122 | 事後 | 記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|--|
| 平成29年6月5日 | <p>基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容</p> | <p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付に関する事務。</p> <p>1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務(略)</p> <p>(6)被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会への送付(略)</p> | <p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付に関する事務。</p> <p>1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務(略)</p> <p>(6)被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会との連携(略)</p> | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>基本情報 システム7</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> | (システム1～システム6まで記載) | システム7「次期国保総合システム及び国保情報集約システム」の追加 | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠</p> | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・項番1、2、3、4、5、11、14、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・項番42、43、44、45</p> | <p>情報提供の根拠</p> <p>(番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二)</p> <p>・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30()、33、39()、42、46()、58()、62、80、87、88()、93、97、106、109、120</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号))</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3</p> <p>情報紹介の根拠</p> <p>(番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二)</p> <p>・項番42、43、44、45()</p> <p>(別表第二主務省令)</p> <p>・第25条、第25条の2、第26条</p> <p>()別表第二主務省令未制定</p> | 事後 | <p>見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|---|
| 平成29年6月5日 | 基本情報 別紙1 | 別紙1 | 削除 | 事後 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務内容の記載内容と同じであるための削除であれい、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 | 10項目以上50項目未満 | 50項目以上100項目未満 | 事前 | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 全ての記録項目 別添1 | (略) 個人情報 宛名番号、個人番号()、 資格区分、資格取得日、資格喪失日、退職区分、退職当日、退職非該当日、 (略) | (略) 個人情報 宛名番号、個人番号()、 資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職当日、退職非該当日、 資格取得届出日、資格喪失届出日、適用開始届出日、適用終了届出日、資格取得事由、資格喪失事由、被保険者ID、 (略) | 事前 | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元 | (略) 地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村国民健康保険担当課) その他(神奈川県国民健康保険団体連合会) | (略) 地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村、後期高齢者医療広域連合) その他(神奈川県国民健康保険団体連合会、他の医療保険者) | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法 | | 「その他(住民基本台帳ネットワークシステム)」を追加 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|---|
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用方法</p> | <p>・住所情報等から国民健康保険の資格取得及び喪失情報の管理を行う。</p> <p>・退職者医療制度への該当・非該当情報の管理を行う。</p> <p>・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始・終了情報の管理を行う。</p> <p>・有資格者に対し、保険証、高齢受給者証等の公布を行う。</p> | <p>・住所情報等から国民健康保険の資格取得及び喪失情報の管理を行う。</p> <p>・退職者医療制度への該当・非該当情報の管理を行う。</p> <p>・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始・終了情報の管理を行う。</p> <p>・有資格者に対し、保険証、高齢受給者証等の公布を行う。</p> <p>・国保連合会と被保険者異動情報を連携し、資格継続業務を日次で行う。</p> | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無</p> | 2件 | 3件 | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> | (委託事項1、2を記載) | 「委託事項3」を追加 | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無</p> | 提供を行っている(21)件 | 提供を行っている(22)件 | 事後 | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2</p> | | (提供先)都道府県知事 法令上の根拠: 番号法別表第二の9項 提供先における用途: 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 事後 | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2</p> | | (提供先)市町村長 法令上の根拠: 番号法別表第二の12項 提供先における用途: 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 事後 | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>別紙2</p> | | <p>(提供先)都道府県知事 法令上の根拠: 番号法別表第二の15項 提供先における用途: 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>別紙2</p> | <p>(提供先)社会福祉協議会 法令上の根拠: 番号法別表第二の30項 提供先における用途: 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途</p> | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>別紙2</p> | <p>(提供先)国家公務員共済組合 法令上の根拠: 番号法別表第二の39項 提供先における用途: 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途</p> | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>別紙2</p> | <p>(提供先)厚生労働大臣又は共済組合等 法令上の根拠: 番号法別表第二の58項 提供先における用途: 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定められた用途</p> | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>別紙2</p> | | <p>(提供先)都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠: 番号法別表第二の109項 提供先における用途: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>別紙2</p> | | <p>(提供先)都道府県知事 法令上の根拠: 番号法別表第二の120項 提供先における用途: 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|--|
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p> | <p>< 国保連合会以外からの入手 > ・届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ・処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。</p> | <p>「< 国保連合会からの入手 >」の項目を追加</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づき、転入、転居等の住所地異動が発生した場合に行っている。 ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | <p>・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づく届出があった場合に行っている。 ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|---|---|--|-----------|---|
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p> | <p>・宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 ・国民健康保険システムにおいては、番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> | <p>< 国民健康保険システム(宛名管理機能)における措置 > ・番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 < 国民健康保険システムにおける措置 > ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 < 国保総合PCにおける措置 > ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能()は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ()ここでいうGUIによるデータ抽出とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
|------------------|---|---|--|-----------|---|

| | | | | | |
|------------------|---|---|--|-----------|--|
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p> | <p>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</p> | <p><国民健康保険システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 「<国保総合PCにおける措置>」の項目を追加</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・業務従事者には、情報管理者が研修を実施している。 ・定期的に、業務従事者のアクセスログを確認し、目的外使用のないことを確認している。</p> | <p><窓口業務委託事業者における措置> ・窓口業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかけている。 「<国保連合会における措置>」の項目を追加</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> | <p><厚木市における措置> ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 「<国保総合PCにおける措置>」の項目を追加</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |

| | | | | | |
|-----------|--|---|---|----|--|
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>< 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク > ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</p> | <p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】 < 厚木市における措置 > ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</p> <p>「 < 国保総合PCにおける措置 > 」の項目を追加</p> | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((1)被保険者台帳ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p> | <p>・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> | <p>< 厚木市における教育・啓発 > ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>「 < 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 > 」以下を追加 「 < サイバーセキュリティに関する教育・啓発 > 」の項目を追加</p> | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((2)賦課情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 全ての記録項目 別添1</p> | <p>(略) 国保資格情報 資格区分、資格取得日、資格喪失日、退職区分、退職該当日、退職非該当日 (略)</p> | <p>(略) 国保資格情報 資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日 (略)</p> | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((2)賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元</p> | | <p>「その他(住民基本台帳ネットワークシステム)」を追加</p> | 事後 | <p>見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((2)賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無</p> | ()提供を行っている(20)件 | 「提供を行っている」の選択を外す | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((2)賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1</p> | | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((2)賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙2</p> | | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((2)賦課情報ファイル)</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づき、転入、転居等の住所地異動が発生した場合に行っている。</p> <p>・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | <p>・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づく届出があった場合に行っている。</p> <p>・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|---|---|--|-----------|--|
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((2)賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p> | <p>・宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 ・国民健康保険システムにおいては、番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> | <p>< 国民健康保険システム(宛名管理機能)における措置 > ・番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 < 国民健康保険システムにおける措置 > ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((2)賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・業務従事者には、情報管理者が研修を実施している。 ・定期的に、業務従事者のアクセスログを確認し、目的外使用のないことを確認している。</p> | <p>・窓口業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかけている。</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 全ての記録項目 別添1</p> | <p>(略) 国保資格情報 資格区分、資格取得日、資格喪失日、退職区分、退職該当日、退職非該当日 (略)</p> | <p>(略) 国保資格情報 資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日 (略)</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元</p> | <p>(略) その他(国民健康保険団体連合会)</p> | <p>(略) 地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村、後期高齢者医療広域連合) その他(神奈川県国民健康保険団体連合会、他の医療保険者)</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|---|
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 入手方法 | | 「情報提供ネットワークシステム」を追加 「その他(住民基本台帳ネットワークシステム)」を追加 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 使用方法 | 届出書・申請書あるいは、他の行政機関からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、当該国保システム(新規取得の場合は、住民記録システムや宛名管理システム等)にて、記載された個人番号で検索し、確認する。 | ・申請に基づき、各種認定情報の登録・更新及び認定書の交付を行う。 ・申請や職権に基づき、保険給付に関する情報の登録・更新及び支給事務を行う。 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 | 2件 | 3件 | 事前 | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | (委託事項1、2を記載) | 「委託事項3」を追加 | 事前 | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 | 提供を行っている(24)件 | 提供を行っている(10)件 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙2 | (提供先)厚生労働大臣 法令上の根拠:番号法別表第二の1項 提供先における用途:健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)厚生労働大臣 法令上の根拠:番号法別表第二の4項 提供先における用途:船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)健康保険組合 法令上の根拠:番号法別表第二の5項 提供先における用途:船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | (提供先)全国健康保険協会 法令上の根拠:番号法別表第二の5項 提供先における用途:船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)市町村長 法令上の根拠:番号法別表第二の11項 提供先における用途:児童福祉法による肢体不自由児童所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)都道府県知事等 法令上の根拠:番号法別表第二の14項 提供先における用途:児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)市町村長 法令上の根拠:番号法別表第二の17項 提供先における用途:予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)都道府県知事等 法令上の根拠:番号法別表第二の22項 提供先における用途:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|---|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)都道府県知事 法令上の根拠:番号法別表第二の26項 提供先における用途:生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | (提供先)都道府県知事等 法令上の根拠:番号法別表第二の26項 提供先における用途:生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)市町村長 法令上の根拠:番号法別表第二の27項 提供先における用途:地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)社会福祉協議会 法令上の根拠:番号法別表第二の30項 提供先における用途:社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)国家公務員共済組合 法令上の根拠:番号法別表第二の39項 提供先における用途:国家公務員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)地方公務員共済組合 法令上の根拠:番号法別表第二の58項 提供先における用途:地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)厚生労働大臣 法令上の根拠:番号法別表第二の78項 提供先における用途:雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|---|
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)市町村長 法令上の根拠:番号法別表第二の93項 提供先における用途:介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)独立行政法人日本学生支援機構 法令上の根拠:番号法別表第二の106項 提供先における用途:独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)別紙2 | (提供先)都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠:番号法別表第二の109項 提供先における用途:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((3)給付情報ファイル)6.特定個人情報の保管・消去 保管場所 | ・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 (略) | ・当市では給付情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 (略) | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | リスク対策((3)給付情報ファイル)2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容 | <運用における措置> ・届出書の受理に際しては本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報を入力しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市セキュリティポリシーに準ずる。 | <国保連合会以外からの入手> ・届出書の受理に際しては本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報を入力しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市セキュリティポリシーに準ずる。 「<国保連合会からの入手>」の項目を追加 | 事前 | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|----|---|
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3) 給付情報ファイル)</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びリスクに対する措置</p> | <p>< 運用における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りのないよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、厚木市セキュリティポリシーに準ずる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りのないよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策(給付情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>(略)</p> <p>< 国民健康保険システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・国民健康保険システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 <p>< 国民健康保険システムの運用における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 | <p>(略)</p> <p>< 国民健康保険システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 <p>「< 国保総合PCにおける措置 >」の項目を追加</p> | 事前 | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|----|--|
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル)</p> <p>3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p> | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</p> | <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。</p> <p>・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</p> <p>「<国保総合PCにおける措置>」の項目を追加</p> | 事前 | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル)</p> <p>3.特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p> | | <p>・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p>・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。</p> | 事後 | <p>見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。</p> |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル)</p> <p>3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>・端末を来庁者から見えない位置に置いている。</p> <p>・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。</p> <p>・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。</p> | 事後 | <p>見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|---|-----------|----------------------------------|
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・業務従事者には、情報管理者が研修を実施している。 ・定期的に、業務従事者のアクセスログを確認し、目的外使用のないことを確認している。</p> | <p>削除 「< 国保連合会における措置 >」の項目を追加</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
|------------------|--|--|---|-----------|----------------------------------|

| | | | | | |
|-----------|---|-------------------------------------|---|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)</p> | | 「提供・移転しない」を選択 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク:不正な提供・移転が行われるリスク</p> | | 削除 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1:目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | | <p>「< 団体内統合宛名システムにおける措置 >」の項目を追加</p> <p>「< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 >」の項目を追加</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2:不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。 | <p>削除</p> <p>「< 団体内統合宛名システムにおける措置 >」の項目を追加</p> <p>「< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 >」の項目を追加</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|--|---|---|-----------|--|
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> | <p><厚木市における措置> ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 「< 国保総合PCにおける措置 >」の項目を追加 「[特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク]」の項目を追加</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((3)給付情報ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p> | <p>従事前の研修を義務付けるとともに、定期的に文書で、個人情報の保護、管理について、従業者に意識付けを実施している。</p> | <p>削除 「< 厚木市における教育・啓発 >」の項目を追加 「< 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 >」の項目を追加 「< サイバーセキュリティに関する教育・啓発 >」の項目を追加</p> | <p>事前</p> | <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要((4)収納情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目</p> | | <p>「地方税関係情報」を追加</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要((4)収納情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目</p> | <p>(略) 医療保険関係情報: 納付の基となる課税(調定)情報を保有する。</p> | <p>(略) 地方税関係情報・医療保険関係情報: 納付の基となる課税(調定)情報を保有する。</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((4)収納情報ファイル)</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・届出内容や本人確認書類(身分証明等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | <p>・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((4)収納情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置</p> | <p>< 収納管理システムにおける措置 > (略)</p> | <p>< 収納管理システム(宛名管理機能)における措置 ></p> <p>・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。</p> <p>< 収納管理システムにおける措置 > (略)</p> <p>・収納管理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((4)収納情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>その他の措置の内容</p> | | <p>・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p>・収納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((4)収納情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>・端末を来庁者から見えない位置に置いている。</p> <p>・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。</p> <p>・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|---|----|----------------------------|
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項2</p> <p>委託先名</p> | 単年度契約のため、未定 | 日本ATMヒューマンソリューション株式会社 | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更にあたらない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供・移転の有無</p> | ()行っていない | ()提供を行っている (4)件 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> | 市区町村長 | 都道府県知事等 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>法令上の根拠</p> | 地方税法第20条の11 番号法別表第2の27項42項 | 番号法別表第二の26項 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>提供先における用途</p> | 地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>提供する情報</p> | 滞納状況、滞納処分状況等 | 国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|---|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | <p>特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> | (提供1を記載) | 「提供先2」～「提供先4」を追加 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((5)滞納整理ファイル)</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>・滞納情報の基となるデータは、目的とする住民基本台帳情報、保険料情報に限定している。</p> <p>・財産調査等の実施に当たっては、非対象者の出力ができない。</p> | <p>・滞納情報の基となるデータは、目的とする住民基本台帳情報、保険料情報に限定している。</p> <p>・財産調査等の実施に当たっては、非対象者の出力ができない。</p> <p>・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市セキュリティポリシーに準ずる。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((5)滞納整理ファイル)</p> <p>3.特定個人情報の使用</p> <p>リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><滞納管理システムにおける措置></p> <p>・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、滞納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>・滞納管理システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p><滞納管理システムの運用における措置></p> <p>・滞納管理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> | <p><滞納管理システム(宛名管理機能)における措置></p> <p>・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。</p> <p><滞納管理システムにおける措置></p> <p>・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、滞納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>・滞納管理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|---------------------------|
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((5)滞納整理ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>その他の措置の内容</p> | <p>アクセス権限のある職員については、恒常的にアクセスログを管理するなどし、不正利用を防止している。</p> | <p>・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p>・滞納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((5)滞納整理ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>・端末を来庁者から見えない位置に置いている。</p> <p>・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。</p> <p>・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。</p> | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | <p>リスク対策((5)滞納整理ファイル)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | | 「接続しない(提供)」の選択を外す | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|---|--|---|-----------|----------------------------------|
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((5)滞納整理 ファイル) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p> | | <p>「<団体内統合宛名システムにおける措置>」の項目を追加 「<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>」の項目を追加</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>平成29年6月5日</p> | <p>リスク対策((5)滞納整理 ファイル) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p> | | <p>「1 特に力を入れている」を選択</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|---------------------------------|
| 平成29年6月5日 | リスク対策((5)滞納整理ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | 「<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>」の項目を追加 「<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>」の項目を追加 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | リスク対策(滞納整理ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | 従事前の研修を義務付けるとともに、定期的に文書で、個人情報の保護、管理について、従事者に意識付けを実施している。 | ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | 特定個人情報ファイルの概要((6)宛名管理ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法 | | 「その他(住民基本台帳ネットワークシステム)」を追加 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | リスク対策((6)宛名管理ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ・業務所管課において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することによって不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 | ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することによって不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | リスク対策((6)宛名管理ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容 | | ・ユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成29年6月5日 | リスク対策((6)宛名管理ファイル) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | ・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は紙断等を行っている。 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成30年1月4日 | 特定個人情報ファイルの概要((1)被保険者台帳情報ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託先名 | 株式会社アイヴィジット | 株式会社エイジェック行政総合事業本部 | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更当たらない。 |
| 平成30年4月1日 | 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 所属長 | 国保年金課長 山口 茂 | 国保年金課長 常田 真一郎 | 事後 | 人事異動に伴う、その他の項目変更であり、重要な変更該当しない。 |
| 平成30年4月1日 | 特定個人情報ファイルの概要((5)滞納整理ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託先名 | 日本ATMヒューマンソリューション株式会社 | 単年度契約のため、未定 | 事後 | 委託業者の契約終了によるもので、重要な変更当たらない。 |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|----------------------------|
| 平成30年6月1日 | 特定個人情報ファイルの概要(5) 滞納整理ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託先名 | 単年度契約のため未定 | 株式会社セゾンパーソナルプラス | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更にあたらない。 |
| 令和1年6月19日 | 6 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 所属長の役職 | 国保年金課長 常田 真一郎 | 国保年金課長 | 事後 | 様式変更に伴う変更のため、重要な変更該当しない。 |
| 令和2年4月23日 | 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 保険料電話催告業務 委託先名 | 株式会社セゾンパーソナルプラス | 単年度契約のため、未定 | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年4月23日 | 1 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住所:〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号:046-225-2287 | 厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住所:〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号:046-225-2287 | 事後 | 係の名称の変更であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和2年10月1日 | 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 保険料電話催告業務 委託先名 | 単年度契約のため、未定 | HARVEY株式会社 | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年10月14日 | 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称 国民健康保険に関する事務 事務の内容 | 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付に関する事務。 (略) (4) 被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認及び交付 (略) 5 その他 (1) 調整交付金資料、国民健康保険料の調等の各資料の作成 | 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付等に関する事務。 (略) (4) 被保険者証(兼高齢受給者証)の交付申請受理、確認及び交付 (略) 5 その他 (1) 調整交付金資料、国民健康保険料に関する調査資料等の作成 | 事前 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|---|
| 令和2年10月14日 | <p>基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>事務の内容</p> | | <p>(略)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしみの導入を行うとされたこと、当該しみのように、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>1 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>(1)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>(2)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録システム上の自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき変更であり、重要な変更該当する。 |
| 令和2年10月14日 | <p>基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱うしむにおいて使用するシステム7</p> <p>システムの名称</p> | 次期国保総合システム | 国保総合システム | 事前 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和2年10月14日 | <p>基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱うしむにおいて使用するシステム7</p> <p>システムの機能</p> | <p>1.資格継続業務</p> <p>(略)</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)</p> <p>(略)</p> <p>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> | <p>1.資格継続業務(詳細は別添3を参照)</p> <p>(略)</p> <p>(2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)</p> <p>都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。</p> <p>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。</p> | 事前 | 見直しによる修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和2年10月14日 | <p>基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱うしむにおいて使用するシステム7</p> <p>システムの機能</p> | <p>2.高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)</p> <p>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> | <p>2 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添3を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)</p> <p>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確認(継続世帯確定リスト)</p> <p>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき変更であり、重要な変更該当する。 |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|---|
| 令和2年10月14日 | 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う仕組みにおいて使用するシステムシステム7 システムの機能 | | 3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添3を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国民健康保険センターのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者異動情報に関するデータを市区町村から国民健康保険センターへ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国民健康保険センターは、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 (略) | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 令和2年10月14日 | 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う仕組みにおいて使用するシステムシステム8 | | 'システム8'を追加 | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 令和2年10月14日 | 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名 | | (略) 【特定個人情報ファイルを取扱う理由】 1 事務実施上の必要性 (1) オンライン資格確認の準備業務 オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 2 実現が期待されるメリット (1) オンライン資格確認の準備業務 オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしやすさを実現する。 | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 令和2年10月14日 | 基本情報 4. 個人番号の利用 | | (略) 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 令和2年10月14日 | 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | | (略) オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 番号法 別則第6条第41項 (利用目的: 情報連携のため) ではなく(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 令和2年10月14日 | (別添3) | | (別添3) 事務の内容 | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |

| | | | | | |
|-------------------|---|--|---|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (1)被保険者台帳情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用方法</p> | | <p>〔略〕 【入手の時期・頻度】 1 国保連合会からの入手 当市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入力する。 (1)資格継続業務 ア 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等) 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 (2)高額該当の引き継ぎ業務 ア 引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (1)被保険者台帳情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用方法</p> | | <p>【入手に係る妥当性】 1 国保連合会からの入手 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入力する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、製剤世帯主、過去に被保険者であった者、過去に製剤世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 (1)入手の時期・頻度の妥当性 ア 資格継続業務 被保険者情報(国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 イ 高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報(高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 (2)入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (1)被保険者台帳情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 委託内容</p> | | <p>〔略〕 オンライン連携確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 【取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲】 特定個人情報ファイルの全体 1 対象となる本人の範囲 (1)被保険者(※)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない場合のうち、当市に住所を有する者 (2)製剤世帯主：被保険者が世帯主任または世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 【※】：国保に加入している世帯主がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この範囲に含まれる(製剤世帯主と製剤世帯主ではない)。 (3)過去に被保険者であった者および過去に製剤世帯主であった者 ※ 国民健康保険法第8条から第6条に基づき(被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者)という。 2 その他の妥当性 (1)被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 (2)医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、製剤世帯主の住民税課税状況を含んで判定するため、被保険者のみでなく、製剤世帯主の情報も必要である。 (3)療養給付の審査、支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(製剤世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 (4)「国民健康保険法(昭和33年法律第102号)」第110条によって保険給付を受けられる権利は、2年有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項、によって不当利得の返還を要する場合は5年有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 (5)個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン連携確認等の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務のものには、個人番号を用いない。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、変更であり、重要な変更該当する。</p> |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|---|
| 令和2年10月14日 | <p>特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(1)被保険者台帳情報ファイル</p> <p>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項3</p> <p>委託先名</p> | | <p>(略)</p> <p>【委託先名の確認方法】</p> <p>委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。</p> | 事前 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和2年10月14日 | <p>特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(1)被保険者台帳情報ファイル</p> <p>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項3</p> <p>再委託の許諾方法</p> | <p>委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。</p> | <p>再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託の理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制等の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先に行ける安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。</p> | 事前 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和2年10月14日 | <p>特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(1)被保険者台帳情報ファイル</p> <p>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項4</p> | | <p>「委託事項4」追加</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |
| 令和2年10月14日 | <p>特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(1)被保険者台帳情報ファイル</p> <p>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項5</p> | | <p>「委託事項5」追加</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |
| 令和2年10月14日 | <p>特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(1)被保険者台帳情報ファイル</p> <p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p> | | <p>(略)</p> <p>「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務に係る情報</p> <p>被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した番号(個人を識別する番号)</p> <p>・券面記載の被保険者証記号</p> <p>・券面記載の被保険者証番号</p> <p>・券面記載の氏名(漢字)</p> <p>・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名</p> <p>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)</p> <p>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名</p> <p>・被保険者証裏面への性別記載の有無</p> <p>・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無</p> <p>・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策</p> <p>(1)被保険者台帳情報ファイル</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク</p> <p>目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>< 国保連合会からの入手 ></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <p>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(1)が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>(1)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のこと指す。</p> <p>(2)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムとの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないし、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> | <p>(略)</p> <p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>< 国保連合会からの入手 ></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <p>1. 国保総合PCにおける措置</p> <p>(1)入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(1)が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>(2)国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>(3)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のこと指す。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p>< 国保連合会からの入手 ></p> <p>・国保総合PCにおける措置</p> <p>(1)入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないし、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。 |

| | | | | | |
|------------|--|--|--|----|--|
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 2特定個人情報への入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>(略)</p> <p>[不適切な方法で入手が行われるリスク] <国保連合会からの入手> 1 国保連合会PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の保険給付(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保連合会(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。 |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>[入手した特定個人情報が不正確であるリスク] <国保連合会からの入手> 1 入手の際の本人確認の措置の内容 (1)国保連合会PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の保険給付(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配付された情報であるため、本人情報は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 さらに、国保連合会においても当市の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配付されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 (2)市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し修正を求めることを行うこととしている。 2 個人番号の真正性確認の措置の内容 (1)国保連合会PCにおける措置 国保連合会から入手する特定個人情報には、個人番号は記録されていない。 3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 (1)国保連合会PCにおける措置 国保連合会から配付される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保連合会(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配付され、当市および他市の職員が確認している。 国保連合会から配付される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保連合会(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市の職員が確認している。 (2)市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し修正を求めることを行うこととしている。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。 |

| | | | | | |
|-------------------|--|--|---|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】 ＜国保連合会からの入手＞ 1 リスクに対する措置の内容 (1)国保総会PCにおける措置 ・当市の国保総会PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総会PCと国保連合会の国保総会(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総会PCと国保連合会の国保総会(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム構築環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった時は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総会PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総会PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その防止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総会PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理庫で管理し、保管庫に密封保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p> | | <p>(略) ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p> | | <p>・国保連合会は情報システム管理者(市町村)に対し管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市町村)は管理者権限IDを用いて事務取扱担当者に対してIDを発行する。 失効(変更)についても同様に情報システム管理者(市町村)にて管理する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |

| | | | | | |
|-------------------|---|--|---|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1) 被保険者台帳情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>〔略〕 〔特定個人情報の使用の記録〕 < 国保総合PCにおける措置 > 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 情報システム管理室(市町村)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する画面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p>〔特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク〕 リスクに対する措置の内容 < 国保総合PCにおける措置 > 1) 市区町村の職員等が不正にデータ抽出できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 2) 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録する。国保総合PCにおいても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用*によっての抽出によるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を画面の画面上から簡単に入力操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことに留意する。 3) 国保総合PCと既存の自分システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 (1) 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 (2) 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施設保管する。 (3) 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 (4) 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 (5) 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないかを監査する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
|-------------------|---|--|---|-----------|---|

| | | | | | |
|-------------------|---|--|--|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>【情報保護管理体制の確保】 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報保護法に準拠して管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理の適切な実施(個人情報取扱い規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報</p> <p>【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】 制限している ・具体的な制限方法 ＜市区町村保険者事務共同処理業務＞ 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約直には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。 また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</p> <p>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別付与取得等事務＞ 取りまめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまめ機関と委託事業者間の役割により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 パスワードは、原則的にある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>【特定個人情報ファイルの取扱い記録】記録を残している ＜市区町村保険者事務共同処理業務＞ 1. 高橋的方法 (1)委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧した場合には、国民連合会の国民総合(国民総合)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等(時刻・操作内容を記録することとしている。 (2)情報システム管理者(国民連合会)は、定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際には当該記録の内容を確認する畫面の記録報告表を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 (3)当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することによって関係者を特定する。 (4)記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従って、一定期間保存する。</p> <p>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別付与取得等事務＞ ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p>【特定個人情報の提供ルール】 ＜市区町村保険者事務共同処理業務＞ 1. 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複製、複製、またはこれらに関する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 また、当市における個人情報保護条例により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求め、</p> <p>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別付与取得等事務＞ ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に開示してはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監査する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |

| | | | | | |
|-------------------|--|--|--|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1) 被保険者台帳情報ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託</p> | | <p>2. 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の 確認方法 <市区町村保険者事務共同処理業務> 当市の情報セキュリティ対策に基づき、委託契約において、委 託業務の定期報告および緊急時報告を義務付け、特定個人情報 の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとし ている。 当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保組合 PCで送付を行った際に送付記録を構築して記入している。 記録の保存期間については、当市の文書管理規定に定め、一定期間 保存する。 特定個人情報の毀失に関しては、外部提供する場合に必要に応じて パスワードの設定を行うこと、および権限者の許可を得ることを遵守する とともに、委託終了時の返還、廃棄について委託契約書に明記すること としている。 さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づ き、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び 機関別付与取得等業務> 提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行わ れていないか監査する。 [特定個人情報の消去ルール] 定めている。 ルールの内容及びルール遵守の確認方法 (1) 特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または消去しを 定めた方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情 報セキュリティ対策に基づき、委託契約書に明記することとしてい る。 (2) 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報の消去、廃棄等に 関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃 棄状況の確認を行う。 [委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定] 定めて いる。 1. 規定の内容 (1) 秘密保持義務 (2) 業務所内からの特定個人情報等の持出しの禁止 (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止 (4) 漏えい事業等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 (5) 委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 (6) 従業者に対する監督、教育 (7) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとと もに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 [再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保] 1. 具体的な方法 (1) 再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・業務所内からの特定個人情報等の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事業等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 (2) 再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 (3) 従業者に対する監督、教育 (4) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 (5) 再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認す る。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的 な運営を図るための健康保険法 等の一部を改正する法律に基づ く変更であり、重要な変更に該当す る。</p> |
| | | | <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び 機関別付与取得等業務> 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事 業者が保有・管理する環境に設置する際、設置環境のセキュリティ対策 はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は、次を満 たすものとする。 1. ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の 認証を取得していること 2. セキュリティ管理が適切に実施されていることが確認できること 3. 日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府 情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等によ る各種条件を満たしていること。 2. 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する 場合、関係者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデ ルを参照し、OSからアプリケーションに対して、システム構築上および運用 上のセキュリティリスクや脆弱性の脆弱性対策、適切なネットワーク</p> | | |

| | | | | |
|-------------------|--|---|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>セキュリティ強化（OSへのパッチの適用は定期的、脆弱性ソフトウェア更新、アプリケーション対応、データ漏えい防止）をどのように確保したかを画面にて示した上で、詳細を得ること。</p> <p>【特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】 <国保連合会における措置> ・国保総合（国保集約）システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに送出することを防止するため、国保総合（国保集約）システムはインターネットには接続できないシステム面の措置を講じている。 ・国保総合（国保集約）システムではUTM（コンピュータウイルスやハッキング等の危険からネットワークを防御的かつ選択的に保護する装置）を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの削除を行う。 ・国保総合（国保集約）システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているウイルス及びシドウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合（国保集約）システムをデータセンターに設置し、設置場所への入館安全管理、監視カメラによる監視及び防犯管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の送脱又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合（国保集約）システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、必要な複製を制限するため、事前に国保システム管理者（国保連合会）の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて、使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録情報を有する機器の廃棄システム廃棄等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理等で管理し、原則的に保証提供する。電子記録媒体に保存する情報については、内容が変わる郵便、送やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</p> <p><取りまとめ期間における措置> ・支払基金が「医療保険等向け中間サーバー等における資格照管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格照ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを運用した情報照会・変更事務」のうち「電効照付取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク・特定個人情報の漏洩・滅失・毀損 その他の措置の内容</p> | <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したのみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> | <p>事前</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更に該当しない。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(市ク町村)が使用許可したのみを使用可能とする。</p> <p>削除</p> | <p>事前</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更に該当しない。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・また、国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p> <p>(略) <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・登録された情報は国保総合PCに保管されるデータではなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p> | <p>事前</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更に該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------|---|--|--|----|--|
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去における その他のリスク及びそのリスク に対する措置</p> | | <p>(略) [特定個人情報]が消去されずいつまでも存在するリスク < 国保総合(国保情報)システムの保管・消去 > 1 国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管されるデータ はなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)シ ステムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作するこ とはできないため、特定個人情報消去されずいつま でも存在するリスクはない。 [特定個人情報の保管・消去におけるその他リスク及 びそのリスクに対する措置] < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等に おける資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境にお いて、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格 履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネット ワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち 「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン 資格確認等システムで管理している情報と紐付けるた めに使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評 価を実施している。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的 な運営を図るための健康保険法 等の一部を改正する法律に基づ く変更であり、重要な変更該当す る。</p> |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 9.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 < 国保総合(国保 集約)システムに関する教育・啓発 ></p> | | <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与し ている。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的 な運営を図るための健康保険法 等の一部を改正する法律に基づ く変更であり、重要な変更該当す る。</p> |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 9.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 < サイバーセキュ リティに関する教育・啓発 ></p> | | <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与し ている。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的 な運営を図るための健康保険法 等の一部を改正する法律に基づ く変更であり、重要な変更該当す る。</p> |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (1)被保険者台帳情報ファイル 9.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法</p> | | <p>[その他のリスク対策] < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等に おける資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境にお いて、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格 履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネット ワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち 「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン 資格確認等システムで管理している情報と紐付けるた めに使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評 価を実施している。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的 な運営を図るための健康保険法 等の一部を改正する法律に基づ く変更であり、重要な変更該当す る。</p> |
| 令和2年10月14日 | <p>特定個人情報ファイルの概要 (3)給付情報ファイル (別添1)特定個人情報ファイル記 録項目</p> | <p>(略) 国保番号、宛名番号、個人番号()、国保主宛名番 号、国保主個人番号()、 若人所得区分、前期高齢者所得区分</p> | <p>(略) 国保番号、宛名番号、個人番号()、国保主宛名番 号、国保主個人番号()、 若人所得区分、前期高齢者所得区分、被保険者証 記号および被保険者証番号ごとに付番した番(個人を 識別する2桁の番号)</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的 な運営を図るための健康保険法 等の一部を改正する法律に基づ く変更であり、重要な変更該当す る。</p> |

| | | | | | |
|-------------------|--|---|---|-----------|--|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3)給付情報ファイル 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われる リスク リスクに対する措置の内容</p> | <p><国保連合会以外からの入手> 届出書の受理に際しては本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報を入力しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(1)が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報を入力することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 (1)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 (2)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様が記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやり取りされるデータ定義のことをいし、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p> | <p><国保連合会以外からの入手> 届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳密に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報を入力防止に努めている。 処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 <国保連合会からの入手> 1.国保総合PCにおける措置 (1)入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用機を用いるとともに、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(1)が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報を入力することはない。 (2)国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 <国保連合会からの入手> 1.国保総合PCにおける措置 (1)入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 (2)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様が記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやり取りされるデータ定義のことをいし、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
|-------------------|--|---|---|-----------|--|

| | | | | | |
|------------|---|--|--|----|--|
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>〔略〕 〔不適切な方法で入手が行われるリスク〕 ＜ 国保連合会からの入手 ＞ 1 国保連合会PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないこと、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。 |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>〔入手した特定個人情報が不正確であるリスク〕 ＜ 国保連合会からの入手 ＞ 1 入手の際の本人確認の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配付された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 さらに、国保連合会においても当市の市区町村システムと同様の宛先管理を有し、個人属性の事項を把握しており、宛先管理を行うことにより必要なデータが配付されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 (2) 市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突き合わせ確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し更正を求めることを行っている。 2 個人番号の真正性確保の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号が記録されていない。 3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 国保連合会から配付される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配付され、当市および他市の職員が確認している。 国保連合会から配付される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 (2) 市区町村システムにおける措置(例) 入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突き合わせ確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し更正を求めることを行っている。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。 |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>〔入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク〕 ＜ 国保連合会からの入手 ＞ 1 リスクに対する措置の内容 (1) 国保総合PCにおける措置 当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュリティシステム機能確保を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続範囲の追加、削除等を含め、アップデート等の設定変更が必要となった際は、国保連合会より迅速に実施される。 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないこととして、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・特別 権限内容の記号が実施されるため、その防止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 国保総合PCと既存の旧システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施設保管する。 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕・破壊する。 定期的な操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な抽出が行われていないか監査する。</p> | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。 |

| | | | | | |
|------------|---|--|--|----|--|
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p> | | <p>(略) ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p> | | <p>・国保連合会は情報システム管理者(市町村)に対し管理者権限IDを付与する。 ・情報システム管理者(市町村)は管理者権限IDを用いて事務取扱担当者に対してIDを発行する。 ・失効(変更)についても同様に情報システム管理者(市町村)にて管理する。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>(略) 【特定個人情報使用の記録】 ＜国保給付PCにおける措置＞ ・国保給付PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等 時刻 操作内容を記録している。 ・情報システム管理者(市町村)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する画面の記録を照会して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 リスクに対する措置の内容 ＜国保給付PCにおける措置＞ 1. 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保給付PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されないこととしている。 2. 国保給付PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等 時刻 操作内容を記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ※ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保給付PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 3. 国保給付PCと既存の自治システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 (1) 電子記録媒体は、複製を防止された最小の職員だけが取扱うように限定する。 (2) 電子記録媒体は媒体管理で管理し、廃棄後に焼却廃棄する。 (3) 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる程度、速やかに情報を消去する。 (4) 廃棄する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 (5) 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないかを監査する。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |
| 令和2年10月14日 | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>(略) 【情報保護管理体制の確立】 ・市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報保護に配慮されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報 【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】 制限している ・委託制限方法 ＜市区町村保険者事務共同処理業務＞ ・市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。 また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 ＜医療保険者向け中間サーバー等における資格照付管理業務及び機関別特号取付業務＞ 取りまとめの権限の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめの権限と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> | 事前 | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。</p> |

| | | | | | |
|-------------------|--|--|--|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付権限ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>[特定個人情報ファイルの取扱い記録]記録を残している <市区町村保険者事務共同処理業務> ! 具体的な方法 (1) 委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国民健康保険の届保組合(届保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容等を記録することとしている。 (2) 情報システム管理者(届保連合会)は、定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する裏面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを調査する。 (3) 当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 (4) 記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従って、一定期間保存する。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別付号取得等事務> -操作ログを中間サーバーで記録している。 -操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p>[特定個人情報の提供ルール] <市区町村保険者事務共同処理業務> ! 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確保方法 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 また、当市における個人情報保護条例により、委託先においても個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。 さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求めらる。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別付号取得等事務> -契約書において当市が保有する個人情報を第三者に譲渡してはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めない。 -定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか調査する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
|-------------------|--|--|--|-----------|---|

| | | | | | |
|-------------------|---|--|---|-----------|---|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> | | <p>2 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 <市区町村保険者事務共同処理業務> 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報取扱いに關して定期的に委託先が厳密に報告を受けることとする。 当市から関係委員会への特定個人情報取扱いに關しては、関係委員会にて送付を行った際に送付記録を特種に記入している。 記録の保存期間については、当市の重要程度に依り、一定期間保存する。特定個人情報等の取扱いに關しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、および関係委員会に報告することとする。 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に關する報告書を受け、当市の情報セキュリティ対策基準が遵守されていることを確認する。必要がある場合は調査を行い、または報告を受ける。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認管理業務及び機関別付号取得管理業務> 提供情報は、業務委託終了時にすべて削除又は消去する。 定期的に脆弱性診断を実施し、脆弱性診断の不正な持ち出しが行われていないが調査する。 [特定個人情報取扱いの委託]に定めること 1 ルールの内容及びルール遵守の確認方法 (1) 特定個人情報等は、廃棄後は速やかに廃棄し、または消えいれ忘れさせない方法によって確実に消去、または処分すること。当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとする。 (2) 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に關する報告書を受け、当市の情報セキュリティ対策基準が遵守されていることを確認する。 [委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに關する規定]に定めること 1 規定の内容 (1) 秘密保持義務 (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止 (4) 漏えい事象が発生した場合の再委託先の責任の明確化 (5) 委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 (6) 廃棄に関する調査・教育 (7) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 [再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保] 1 取扱いの方法 (1) 再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事象が発生した場合の再委託先の責任の明確化 (2) 再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 (3) 廃棄に関する調査・教育 (4) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 (5) 再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認管理業務及び機関別付号取得管理業務> <医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、関係者および関係者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSからのレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ保管/取扱い)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 [特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置] <関係委員会における措置> ・関係委員会(関係業務)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、関係委員会(関係業務)システムはインターネットには接続できないシステム面の措置を講じている。 ・関係委員会(関係業務)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の危険からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・関係委員会(関係業務)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パッチファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・関係委員会(関係業務)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更に該当する。</p> |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書籍等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全確保措置を講ずる。</p> <p>④ 関係法令(国等業務)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</p> <p>特定個人情報ファイルが電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を抑制するため、事前に情報システム管理者(国保連合会)の承認を得る。</p> <p>許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて、使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム漏失等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</p> <p>電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に厳格保護する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</p> <p><取りまとめ期間における措置></p> <p>支払基金が「医療保険法等向け中間サーバー等における資格照照管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格照照ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを運用した情報照会、提供事務」のうち「電照別行手取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | |
|--|--|--|---|--|

| | | | | | |
|-------------------|---|---|---|-----------|--|
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク・特定個人情報の漏洩・滅失・毀損 その他の措置の内容</p> | | <p>< 国保総合(国保集約)システムの保管・消去 > ・国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> | <p>事前</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>< 国保総合PCにおける措置 > ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(市ク町村)が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策としてソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> | <p>削除</p> | <p>事前</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>< 国保総合PCにおける措置 > ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 また、国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報が高い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p> | <p>(略) < 国保総合(国保集約)システムの保管・消去 > ・国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が高い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p> | <p>事前</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | <p>{特定個人情報}が消去されずいつまでも存在するリスク < 国保総合(国保情報)システムの保管・消去 > 1 国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が高い情報のまま存在するリスクはない。 {特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置} < 取りまとめ機関における措置 > 支払基金が「医療保険者等向け中間サービス等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。</p> |
| <p>令和2年10月14日</p> | <p>リスク対策 (3) 給付情報ファイル 9 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 < 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 ></p> | | <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> | <p>事前</p> | <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更には該当する。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|--|----------------------------------|----|---|
| 令和2年10月14日 | リスク対策 (3) 給付情報ファイル 9 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 <サイバーセキュ リティに関する教育・啓発 > | | ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与 している。 | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的 な運営を図るための健康保険法 等の一部を改正する法律に基づ く変更であり、重要な変更にあ たる。 |
|------------|--|--|----------------------------------|----|---|

| | | | | | |
|------------|---|--|--|----|---|
| 令和2年10月14日 | リスク対策 (3) 給付情報ファイル 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 | | 【監査】 < 国保総合(国保集約)システム > 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 【その他のリスク対策】 < 取りまとめ機関における措置 > ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供業務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく変更であり、重要な変更該当する。 |
| 令和2年10月14日 | 1 評価実施手続 基礎項目評価 実施日 | 平成27年7月31日 | 令和2年7月7日 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | 特定個人情報ファイルの概要(15)添削整理ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託先名 | HARVEY株式会社 | 単年度契約のため未定 | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更該当しない。 |
| 令和3年9月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | <p>情報提供の根拠 (番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3</p> <p>情報紹介の根拠 (番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | <p>情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3</p> <p>情報紹介の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | 事後 | 番号法改正に伴う変更であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和3年9月1日 | 特定個人情報ファイルの概要(15)添削整理ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託先名 | 単年度契約のため未定 | 株式会社ケー・デー・シー | 事後 | 委託業者の変更によるもので、重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|---|---|---|-----------|------------------------------------|
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠</p> | <p>情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条、第59条の3</p> <p>情報紹介の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 番号法 附則第6条第4項 (利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | <p>情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>情報照会の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番42、43、44、45 (別表第二主務省令) 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 番号法 附則第6条第4項 (利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託先名</p> | <p>株式会社エijek行政総合事業本部</p> | <p>株式会社バックスグループ</p> | <p>事後</p> | <p>委託業者の変更によるもので、重要な変更には当たらない。</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>リスク対策 (被保険者台帳情報ファイル) 8. 監査</p> | <p>(略) []内部監査</p> | <p>(略) [○]内部監査</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>リスク対策 (賦課情報ファイル) 8. 監査</p> | <p>(略) []内部監査</p> | <p>(略) [○]内部監査</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (給付情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目</p> | <p>(略) []その他()</p> | <p>(略) [○]その他(公金受取口座情報)</p> | <p>事前</p> | <p>公金受取口座を利用することによる修正</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|---|---|-----------|----------------------------------|
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (給付情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 その妥当性</p> | <p>個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。 4情報:対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。</p> | <p>個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。 4情報:対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。 公金受取口座情報:支給先の口座情報を把握するために保有する</p> | <p>事前</p> | <p>公金受取口座を利用することによる修正</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報情報の入手・使用 入手元</p> | <p>(略) []行政機関・独立行政法人等()</p> | <p>(略) [○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)</p> | <p>事前</p> | <p>公金受取口座を利用することによる修正</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>(別添1)ファイル記録項目(給付情報F) (別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p> | <p>(略) 療養費情報 (略) 高額療養費情報 (略) 出産育児一時金情報 (略) 葬祭費情報 (略) 高額介護合算情報 (略)</p> | <p>(略) 療養費情報 (略)公金受取口座情報 高額療養費情報 (略)公金受取口座情報 出産育児一時金情報 (略)公金受取口座情報 葬祭費情報 (略)公金受取口座情報 高額介護合算情報 (略)公金受取口座情報 (略)</p> | <p>事前</p> | <p>公金受取口座を利用することによる修正</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>リスク対策 (給付情報ファイル) 8. 監査</p> | <p>(略) []内部監査</p> | <p>(略) [○]内部監査</p> | <p>事後</p> | <p>見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (収納情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目</p> | <p>(略) []その他()</p> | <p>(略) [○]その他(公金受取口座情報)</p> | <p>事前</p> | <p>公金受取口座を利用することによる修正</p> |
| <p>令和5年1月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (収納情報ファイル) 2. 基本情報 記録される項目 その妥当性</p> | <p>個人番号:収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):宛名番号を保有する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所):督促状等の送付先設定、確認のために保有する。 その他住民票関係情報:納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報:医療保険関係情報:納付の基となる課税(調定)情報を保有する。</p> | <p>個人番号:収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):宛名番号を保有する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所):督促状等の送付先設定、確認のために保有する。 その他住民票関係情報:納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報:医療保険関係情報:納付の基となる課税(調定)情報を保有する。 公金受取口座情報:支給先の口座情報を把握するために保有する。</p> | <p>事前</p> | <p>公金受取口座を利用することによる修正</p> |

| | | | | | |
|-----------|---|----------------------------|-----------------------------------|----|---------------------------|
| 令和5年1月26日 | 特定個人情報ファイルの概要 (収納情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元 | (略) [] 行政機関・独立行政法人等() | (略) [○] 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) | 事前 | |
| 令和5年1月26日 | (別添1) ファイル記録項目(収納情報F) (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 | (略) 137 更新日、138 更新時刻 | (略) 137 更新日、138 更新時刻、139 公金受取口座情報 | 事前 | 公金受取口座を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | リスク対策 (収納情報ファイル) 8. 監査 | (略) [] 内部監査 | (略) [○] 内部監査 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|---|
| 令和5年1月26日 | リスク対策 (滞納整理ファイル) 8 監査 | (略) []内部監査 | (略) [○]内部監査 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年1月26日 | 特定個人情報ファイルの概要 (宛名管理ファイル) 2 基本情報 記録される項目 主な記録項目 | (略) [○]その他(口座情報、送付先情報) | (略) [○]その他(口座情報、送付先情報、公金受取口座情報) | 事前 | 公金受取口座を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | 特定個人情報ファイルの概要 (宛名管理ファイル) 2 基本情報 記録される項目 その妥当性 | 個人番号・国民健康保険に加入している者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員の個人を正確に特定し、公平・公正に事務を実施するために保有する。 その他識別情報(内部番号):宛名番号を保有する。 4情報:国民健康保険料の資格、賦課、徴収及び給付に係る送付先等を把握し、管理するために保有する。 連絡先:国民健康保険料の賦課徴収のための連絡手段として保有する。 その他住民票関係情報:納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するため保有する。 その他(口座情報、送付先情報):国民健康保険料の引き落とし口座の把握や通知の送付先を設定、管理等をするために保有する。 | 個人番号・国民健康保険に加入している者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員の個人を正確に特定し、公平・公正に事務を実施するために保有する。 その他識別情報(内部番号):宛名番号を保有する。 4情報:国民健康保険料の資格、賦課、徴収及び給付に係る送付先等を把握し、管理するために保有する。 連絡先:国民健康保険料の賦課徴収のための連絡手段として保有する。 その他住民票関係情報:納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するため保有する。 その他(口座情報、送付先情報):国民健康保険料の引き落とし口座の把握や通知の送付先を設定、管理等をするために保有する。 公金受取口座情報、支給先の口座情報を把握するために保有する | 事前 | 公金受取口座を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | 特定個人情報ファイルの概要 (宛名管理ファイル) 3 特定個人情報の入手・使用 入手元 | (略) []行政機関・独立行政法人等() | (略) [○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) | 事前 | 公金受取口座を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | 特定個人情報ファイルの概要 (宛名管理ファイル) 3 特定個人情報の入手・使用 入手方法 | (略) []情報提供ネットワークシステム | (略) [○]情報提供ネットワークシステム | 事前 | 公金受取口座を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | (別添1)ファイル記録項目(宛名管理F) (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | (略) | (略) 223 公金受取口座情報 | 事前 | 公金受取口座を利用することによる修正 |
| 令和5年1月26日 | リスク対策 (宛名管理ファイル) 8 監査 | (略) []内部監査 | (略) [○]内部監査 | 事後 | 見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年9月20日 | 特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 | 5件 | 6件 | 事前 | 国保情報集約システムの機器更改がクラウド環境で実施されることに伴う修正であり、重要な変更には該当する。 |
| 令和5年9月20日 | 特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 | 記載なし | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務 | 事前 | 国保情報集約システムの機器更改がクラウド環境で実施されることに伴う修正であり、重要な変更には該当する。 |

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|----|---|
| 令和5年9月20日 | <p>特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 委託内容</p> | 記載なし | <p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)</p> | 事前 | <p>国保情報集約システムの機器更改がクラウド環境で実施されることに伴う修正であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 令和5年9月20日 | <p>特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 委託先名</p> | 記載なし | <p>神奈川県国保連合会 (神奈川県国保連合会は、国保中央会に再委託する)</p> | 事前 | <p>国保情報集約システムの機器更改がクラウド環境で実施されることに伴う修正であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 令和5年9月20日 | <p>特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 再委託 再委託の有無</p> | 記載なし | <p>再委託する</p> | 事前 | <p>国保情報集約システムの機器更改がクラウド環境で実施されることに伴う修正であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 令和5年9月20日 | <p>特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 再委託 再委託の許諾方法</p> | 記載なし | <p>委託先の神奈川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> -ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること -セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること -日本国内でのデータ保管を条件としていること -上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること <p>クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(SMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> | 事前 | <p>国保情報集約システムの機器更改がクラウド環境で実施されることに伴う修正であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 令和5年9月20日 | <p>特定個人情報ファイルの概要 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 再委託 再委託事項</p> | 記載なし | <p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て</p> | 事前 | <p>国保情報集約システムの機器更改がクラウド環境で実施されることに伴う修正であり、重要な変更に該当する。</p> |
| 令和5年9月20日 | <p>リスク対策 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> | <p>また、本市における個人情報保護条例により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。</p> | <p>削除</p> | 事後 | <p>滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けするのは国となったことに伴う修正であり、重要な修正に該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|---|-------------------------|---|-----------|---|
| <p>令和5年9月20日</p> | <p>リスク対策 (被保険者台帳情報ファイル) 4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託</p> | <p>クラウドに関する記載なし</p> | <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者 者が保有・管理する環境に設置する場合、設置 場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施 することになるため、クラウド事業者は、次を満 たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証 及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていること が確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラ ウドサービスの利用に係る基本方針」等による 各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、 政府情報システムのためのセキュリティ評価制 度(SMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載 されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者 者が保有・管理する環境に設置する場合、開発 者および運用者は、クラウド事業者が提示する 責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤー に対して、システム構築上および運用上のセ キュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切 なネットワーク設定、アプリケーション対応、デー タ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて 示した上で、承諾を得ること。</p> | <p>事前</p> | <p>国保情報集約システムの機器 更改がクラウド環境で実施され ることに伴う修正であり、重要 な変更該当する。</p> |
| <p>令和5年9月20日</p> | <p>リスク対策 (被保険者台帳情報ファイル) 4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託</p> | <p>クラウド移行作業に関する記載なし</p> | <p>< 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置 > ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業には、委託先の責任者が特定 個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効す るが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、 作業者は範囲を超えた操作が行えないようス ステム的に制御することを委託先に遵守させること としている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速 にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる ことを委託先に遵守させることとしている。</p> | <p>事前</p> | <p>国保情報集約システムの機器 更改がクラウド環境で実施され ることに伴う修正であり、重要 な変更該当する。</p> |
| <p>令和5年9月20日</p> | <p>リスク対策 (被保険者台帳情報ファイル) 4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託</p> | <p>クラウド移行作業に関する記載なし</p> | <p>< 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置 > ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は、不正使用がないことを確認した上 で破棄し、破棄日時・破棄 方法を記録することを委託先に遵守させることと している。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイ ルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限 定することを委託先に遵守させることとしてい る。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しない よう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、 作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複 写がされていないか 記録を残すことを委託先に遵守させることとして いる。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業 は二人で行う相互牽制の体制で実施することを 委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的ログをチェッ クし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われて いないか監視することを委託先に遵守させること としている。</p> | <p>事前</p> | <p>国保情報集約システムの機器 更改がクラウド環境で実施され ることに伴う修正であり、重要 な変更該当する。</p> |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|--|
| 令和5年9月20日 | リスク対策 (被保険者台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 | クラウド移行作業に関する記載なし | <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は、不正使用がないことを確認した上 で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを 委託先に遵守させることとしている。 | 事前 | 国保情報集約システムの機器 更改がクラウド環境で実施され ることに伴う修正であり、重要 な変更は該当する。 |
| 令和5年10月26日 | (別添1)ファイル記録項目、滞 納 | - | 産前産後保険料軽減 被保険者番号、氏名、生年月日、住所、個人番 号、電話番号、出産予定又は出産日、単胎妊娠 又は多胎妊娠の別 | 事前 | 産前産後期間に係る保険料軽 減を行うことによる修正 |
| 令和6年5月7日 | 1. 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 部署 | 市民健康部国保年金課 | 市民福祉部国保年金課 | 事後 | 機構改革に伴う、部署の変更 であり、重要な変更は該当しな い。 |
| 令和6年5月7日 | 1. 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先 | 厚木市 市民健康部 国保年金課 国保保険料係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17 号 電話番号：046-225-2122 | 厚木市 市民福祉部 国保年金課 国保保険料係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17 号 電話番号：046-225-2122 | 事後 | 機構改革に伴う、部署の変更 であり、重要な変更は該当しな い。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の1項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の1項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の2項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の2項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の3項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の3項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の4項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の5項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の5項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の6項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の9項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の13項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の12項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の16項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | 特定個人情報ファイルの概 要(1)被保険者情報台帳ファ イル(別紙2)5. 特定個人 情報の提供・移転(委託に伴う ものを除く。) | 番号法別表第二の15項 | 番号法第19条第8号主務省令第2条の表の19項 | 事後 | 法改正による修正であり、重 要な変更は該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|---|---|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(5)滞納整理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> | <p>番号法別表第二の93項</p> | <p>番号法第19条第8号主務省令第2条の表の131項</p> | <p>事後</p> | <p>法改正による修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(被保険者情報台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> | <p>当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> | <p>当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|---|--|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では給付台帳情報ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> | <p>・当市では給付台帳情報ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバナントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (収納情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> | <p>・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバナントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (滞納整理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> | <p>・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバナントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|---|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(宛名管理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では宛名管理ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしている ・サーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> | <p>・当市では宛名管理ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしている ・サーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1. 国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したもののみを使用可能する。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> | <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1. 国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したもののみを使用可能する。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p><厚木市における措置> ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 【特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク】 <厚木市における措置> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1 国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 【特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク】 <国保総合(国保情報)システムの保管・消去> 1 国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管される</p> | <p><厚木市における措置> ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 【特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク】 <厚木市における措置> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1 国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 【特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク】 <国保総合(国保情報)システムの保管・消去> 1 国保総合PCにおける措置 登録された情報は国保総合PCに保管される</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | <p>【監査】 <国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 【その他のリスク対策】 <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供業務」のうち「機関別符号取得業務」、 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | <p><国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 【その他のリスク対策】 <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供業務」のうち「機関別符号取得業務」、 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版)」(令和4年10月「デジタル庁」以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下(「利用基準」)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 <特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 <特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|---|--|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(個人情報ファイル) 10.その他のリスク対策</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(給付情報ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報の保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|-------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p><厚木市における措置> ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策としてソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 [特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク] <厚木市における措置> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行</p> | <p><厚木市における措置> ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策としてソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 [特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク] <厚木市における措置> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(給付情報ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | <p>[監査] <国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 [その他のリスク対策] <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供業務、のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | <p><国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 [その他のリスク対策] <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供業務、のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|-------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者がアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下(同じし。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じし。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(収納情報ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下(「利用し」)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報等を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(滞納整理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。</p> | <p>・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監視(ログ運用)を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(滞納整理ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|---|--|-----------|-------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(宛名管理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者がアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下(「利用基準」)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(宛名管理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・監視カメラを設置してサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。</p> | <p>・監視カメラを設置してサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(宛名管理ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|---|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(被保険者情報台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p><厚木市における措置> ・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p><厚木市における措置> ・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|---|---|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では給付台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p><厚木市における措置> ・当市では給付台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要 (収納情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では認証資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p><厚木市における措置> ・当市では認証資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|---|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(滞納整理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では認証資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p><厚木市における措置> ・当市では認証資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>特定個人情報ファイルの概要(宛名管理ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>・当市では宛名管理ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p> | <p><厚木市における措置> ・当市では宛名管理ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|---|--|---|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められ、情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・微機情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|---|--|-----------|--------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1. 国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したものをのみ使用可能する。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1. 国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したものをのみ使用可能する。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更は該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1. 国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したものをのみ使用可能する。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 1. 国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後は自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したものをのみ使用可能する。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更は該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発</p> | <p><厚木市における教育・啓発> ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合研修 ・教育対象:職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するための必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね1年ごと ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度に</p> | <p><厚木市における教育・啓発> ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合研修 ・教育対象:職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するための必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね1年ごと ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度に</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(被保険者台帳情報ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | <p><国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項の「特定個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)」</p> <p>[その他のリスク対策] <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、のうち」運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務、のうち」機関別符号取得業務、 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合</p> | <p><国保総合(国保集約)システム> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項の「特定個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)」</p> <p>[その他のリスク対策] <取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、のうち」運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務、のうち」機関別符号取得業務、 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | |
|------------------|--|---|--|---|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(賦課情報ファイル) 6、情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められ、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用</p> | <p>事後</p> <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(賦課情報ファイル) 6、情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 () 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> | <p>事後</p> <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(職課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(職課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」[第1.0版]、(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」[第1.0版]、(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|---------------------------------------|---|--|----|------------------------------|
| 令和7年8月26日 | リスク対策(賦課情報ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 | 1年に1度又は人事異動に伴い、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象としている。 | 1年に1度又は人事異動に伴い、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | リスク対策(賦課情報ファイル) 10. その他のリスク対策 | <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 | <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | リスク対策(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2) 番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 | <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一元化し、情報照会の可否を判断するために使用する。 | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---------------------------------------|--|--|----|------------------------------|
| 令和7年8月26日 | リスク対策(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネット</p> | <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | リスク対策(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネット)</p> | <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合</p> | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | リスク対策(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 | <p>< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 > ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 > ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関</p> | <p>< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 > ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 > ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関</p> | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | リスク対策(給付情報ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 | <p>< 厚木市における教育・啓発 > ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p>< 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 > ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合研修 ・教育対象: 職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度に</p> | <p>< 厚木市における教育・啓発 > ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p>< 国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発 > ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合研修 ・教育対象: 職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度に</p> | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(給付情報ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | <p>〔監査〕 < 国保総合(国保集約)システム > 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項の個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)、</p> <p>〔その他のリスク対策〕 < 取りまとめ機関における措置 > 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務、のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 ></p> | <p>〔監査〕 < 国保総合(国保集約)システム > 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項の個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)、</p> <p>〔その他のリスク対策〕 < 取りまとめ機関における措置 > 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務、のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p>< ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合< ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置 ></p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(収納情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>< ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 < ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 > 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。〕又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 < ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置 > 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。〕又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|--------------------------------------|---|--|----|--------------------------------|
| 令和7年8月26日 | リスク対策(収納情報ファイル)9. 従業者に対する教育・啓発 | <p>・情報セキュリティに関する教育及び研修の実施 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> | <p>・情報セキュリティに関する教育及び研修の実施 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | リスク対策(収納情報ファイル)10. その他のリスク対策 | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和7年8月26日 | リスク対策(滞納整理ファイル)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供の不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特</p> | 事後 | 制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|------------------|---|--|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(滞納整理ファイル)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> | <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用業務は共有して実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞</p> | <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用業務は共有して実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(滞納整理ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」とい。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」とい。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月28日</p> | <p>リスク対策(滞納整理ファイル)9. 従業者に対する教育・啓発</p> | <p>・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> | <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(滞納整理ファイル) 10. その他のリスク対策</p> | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(宛名管理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することであり、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムズのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]、(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することであり、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムズのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]、(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(宛名管理ファイル) 9. 従業員に対する教育・啓発</p> | <p>情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> | <p>情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|------------------|---|---|--|-----------|---------------------------------------|
| <p>令和7年8月26日</p> | <p>リスク対策(宛名管理ファイル) 10.その他のリスク対策</p> | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入道管理)等、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> | <p>事後</p> | <p>制度改正による文言の見直しであり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和8年2月27日</p> | <p>基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容</p> | <p>1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 (1)住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認、被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 (2)被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 (3)住民記録業務への被保険者の国民健康保険資格情報の連携(住民基本台帳法第7条) (4)被保険者証(兼高齢受給者証)の交付申請受理、確認及び交付 (5)福祉、保健事務への国民健康保険資格情報の連携 (6)被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会との連携</p> | <p>1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 (1)住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認、被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 (2)被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 (3)住民記録業務への被保険者の国民健康保険資格情報の連携(住民基本台帳法第7条) (4)資格確認書等の交付申請受理、確認及び交付 (5)福祉、保健事務への国民健康保険資格情報の連携 (6)被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会との連携</p> | <p>事後</p> | <p>法改正による修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |
| <p>令和8年2月27日</p> | <p>基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容</p> | <p>1 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) (1)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療被保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を經由して医療被保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> | <p>1 オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。) (1)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療被保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を經由して医療被保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> | <p>事後</p> | |
| <p>令和8年2月27日</p> | <p>基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの機能</p> | <p>3 証の発行・回収機能 (1)次の証について、即時に個別又は一括で発行又は回収を行う。 被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 4 滞納者対策機能 (1)保険料納付状況により、短期被保険者証及び資格証の発行を行う等のため、滞納対策の必要有無について管理を行う。 (2)証更新時に証の一括作成用データを作成しない国民健康保険加入世帯の管理を行う。</p> | <p>3 証等の発行・回収機能 (1)次の証等について、即時に個別又は一括で発行又は回収を行う。 資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 4 滞納者対策機能 (1)保険料納付状況により、特別療養費の支給対象に切替するため、滞納対策の必要有無について管理を行う。 (2)資格確認書更新時に資格確認書の一括作成用データを作成しない国民健康保険加入世帯の管理を行う。</p> | <p>事後</p> | <p>法改正による修正であり、重要な変更には該当しない。</p> |

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|----------------------------|
| 令和8年2月27日 | <p>基本情報</p> <p>2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>2 システムの機能</p> | <p>個人番号・対象者を正確に特定するために保有(参照)する。</p> <p>その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。</p> <p>4情報:対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務が必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。</p> <p>その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。</p> <p>地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。</p> <p>雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。</p> <p>年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。</p> | <p>個人番号・対象者を正確に特定するために保有(参照)する。</p> <p>その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。</p> <p>4情報:対象者を正確に特定し、資格確認書の印字等、事務が必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。</p> <p>その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。</p> <p>地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。</p> <p>雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。</p> <p>年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。</p> | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | <p>基本情報</p> <p>2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>7 システムの機能</p> | <p>3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添3を参照)</p> | <p>3 オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添3を参照)</p> | 事後 | 制度改正による修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | <p>基本情報</p> <p>3 特定個人情報ファイル</p> | <p>【特定個人情報ファイルを取扱う理由】</p> <p>1 事務実施上の必要性</p> <p>(1)オンライン資格確認の準備業務</p> <p>オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p> <p>2 実現が期待されるメリット</p> <p>(1)オンライン資格確認の準備業務</p> <p>オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レポートの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしこみを実現する。</p> | <p>【特定個人情報ファイルを取扱う理由】</p> <p>1 事務実施上の必要性</p> <p>(1)オンライン資格確認業務</p> <p>オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p> <p>2 実現が期待されるメリット</p> <p>(1)オンライン資格確認業務</p> <p>オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レポートの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしこみを実現する。</p> | 事後 | 制度改正による修正であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | <p>関連情報</p> <p>4 個人番号の利用</p> | <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の3の0の項</p> <p>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)(平成26年9月10日閣府・総務省令第5号) 第24条</p> | <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。) 第9条(利用範囲)第1項 別表の4の4の項</p> <p>2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令・別表主務省令(平成26年9月10日閣府・総務省令第5号) 第24条</p> <p>3 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号、以下「国保法」という。)第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託)第1項及び第2項</p> <p><オンライン資格確認業務></p> <p>・番号法第9条第1項 別表第44項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国保法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>・住民基本台帳法第30条の9 別表第11項第73の2(J-LIS照会による本人確認)</p> | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|--------------------------|
| 令和8年2月27日 | 関連情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | <p>情報提供の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>情報照会の根拠 (番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二) ・項番4.2、4.3、4.4、4.5 (別表第二主務省令) ・第25条、第25条の2、第26条</p> | <p>情報提供の根拠 (番号法第19条第8号に基づく(利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条) ・項番2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2</p> <p>情報照会の根拠 (番号法第19条第8号に基づく(利用特定個人情報の提供に関する命令第2条) ・項番6.9、7.0、7.1</p> <p>オンライン資格確認業務の根拠 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項及び第2項</p> | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | 特定個人情報ファイルの概要(被保険者情報台帳ファイル) 2 基本情報 | <p>個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。 4情報:対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務が必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。</p> | <p>個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。 4情報:対象者を正確に特定し、資格確認書の印字等、事務が必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。</p> | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | 特定個人情報ファイルの概要(被保険者情報台帳ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 | 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付、被保険者証等の引渡し及び電話対応業務 | 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付、資格確認書の引渡し及び電話対応業務 | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | 特定個人情報ファイルの概要(被保険者情報台帳ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 委託内容 | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 | オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 | 事後 | 制度改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|--------------------------|
| 令和8年2月27日 | 特定個人情報ファイルの概要(給付情報ファイル) 2 基本情報 | 個人番号・対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。 4情報:対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。 | 個人番号・対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)を保有する。 4情報:対象者を正確に特定し、資格確認書の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報:高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報:加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報:資格事務を的確に行うために保有する。 | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | (別添3)事務の内容 B. 国保総合PCと市区町村システムとの関係(備考) | 4. オンライン資格確認の準備業務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 | 4. オンライン資格確認業務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 オンライン資格確認のため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 | 事後 | 制度改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | (別添3)事務の内容 1. 資格継続業務(備考) | (1)被保険者異動情報等の送信 1- 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。 | (1)被保険者異動情報等の送信 1- 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて資格確認書等を交付する。 | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | (別添3)事務の内容 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(備考) | 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 | 3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 | 事後 | 制度改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | (別添2)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) <被保険者台帳ファイル> | 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(別表第二より) | 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧 | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |
| 令和8年2月27日 | (別添2)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) <給付情報ファイル> | 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(別表第二より) | 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧 | 事後 | 法改正による修正であり、重要な変更該当しない。 |